

平成30年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成30年6月20日 午前10時00分 開会
午後 4時26分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	飯島要介
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教 育 部 長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中井孝明	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 12番 藤井本 浩 14番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	増田 順弘	一問一答	鳥獣害対策について	担当部長
				市役所の職場環境の向上に向けて	市 長 担当部長
2	2	梨本 洪珪	一問一答	業務委託契約について	市 長 担当部長
				職員教育及び研修体系について	市 長 担当部長
				公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				放送サービスについて	市 長 担当部長
3	5	松林 謙司	一問一答	抗体が失われた小児へのワクチンの再接種について	市 長 担当部長
				ひとり暮らしの高齢者の見守りサービスについて	担当部長
				広域避難所のマンホールトイレの整備、推進について	担当部長
				「広域避難所」特に（3カ所）の体育館施設などへの「スポットクーラー」及び「非常用電源装置」の設置について	担当部長
4	7	内野 悦子	一問一答	就学援助、入学前支給について	教育長
				ふれあい収集について	市 長 担当部長
				移動式赤ちゃんの駅について	市 長
				公用車のドライブレコーダー設置について	市 長 担当部長
				食品ロスについて	市 長 担当部長
5	3	吉村 始	一問一答	尺土駅前整備事業の進捗状況と今後の見通しについて	市 長 担当部長
				道の駅の市民目線での活用について	市 長 担当部長

				あらたな市政モニター制度の設置について	市長 担当部長
				市内の消火栓の点検について	市長 担当部長
				公民館分館などの耐震対策について	教育長 担当部長
6	6	谷原 一安	一問一答	道の駅かつらぎ建設事業不正問題について	市長 担当部長
				県域水道一体化について	市長 担当部長
				会計年度任用職員制度について	市長 担当部長
7	4	奥本 佳史	一問一答	本市のICT教育の進め方について	市長 教育長 担当部長
				緊急時の防災行政無線の活用について	市長 担当部長
				幸せの森の植樹事業について	市長 担当部長
8	10	岡本 吉司	一問一答	市政検討委員会での確認について	副市長 担当部長
				農地・水保全管理支払交付金について	副市長 担当部長
9	1	杉本 訓規	一問一答	公園整備について	市長 担当部長
				虐待、育児放棄対策について	市長 担当部長
10	12	藤井本 浩	一問一答	学校給食の在り方と改革について	市長 教育長 担当部長
				あと10カ月余りで「平成」が終わり新元号スタートについて	市長 担当部長

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月11日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数については制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、増田順弘君の発言を許可します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点ございます。1点目は、鳥獣害対策についてであります。2点目は、市役所の職場環境の向上に向けての内容で質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉村議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、鳥獣害対策についてお尋ねをいたします。鳥獣害につきましては、山間部を中心に発生する農作物の被害、並びに平たん部等の居住地で発生する生活被害、この2つに分かれるかなというふうに思います。

それでは、まず山間部などにおけます農作物の被害についてお尋ねをいたします。本市の農業は平たん部のネギなどの軟弱野菜、ナスなどの果菜類と、山間部におきましての花弁類、それに全域での水稻栽培という形で成り立っているかというふうに思います。しかし、近年、山麓地帯の花弁類並びに水稻栽培の衰退が目立っております。荒廃した農地が目立つというふうな状況でございます。その原因とされる1つが、鳥獣害の被害によるものではないかというふうに言われております。

先日も寺口の農家にお訪ねをいたしますと、植えたばかりの水田にイノシシが入り、田植

えをやり直したと、こういうふうな事例もお伺いをしておるところでございます。このように山麓地帯の被害の一番深刻なものはイノシシのようでございます。市内の鳥獣害による被害の状況について、まずお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部長の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

イノシシ等有害鳥獣の被害状況につきましては、平成20年度ごろより、葛城市はもとより、日本全国的に急激に増加しております。その原因につきましては、温暖化現象による、もともと生息場における餌不足や越冬できる生息率が高くなったことが主なる原因だと言われております。また、イノシシにつきましては、イノブタに変化したことによる出産頭数の増加も考えられます。

葛城市におけますイノシシによる水稻被害の状況であります。平成25年度が4アール2筆、平成26年度が47アール13筆、平成27年度が13アール3筆、平成28年度は82アール17筆、平成29年度が46アール7筆となっております。被害が1筆当たり30%以上の水稻被害が出ている農地のみでありますので、30%以下の被害やサツマイモなどの野菜、そして、農地の畦畔の被害などを加えれば相当数の農作物被害が出てると思われます。

また、アライグマの被害状況であります。アライグマにおきましては市内全域に出没し、4月ごろよりトウモロコシやトマト、スイカなどの多種なる野菜に被害が多数出ているものであります。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 それでは今、ご報告いただきました被害の対策についてお尋ねをいたします。この手段としては、2つあるかなというふうに思います。まず1つは、鉄砲、それから、わな等によります駆除対策でございます。そして、もう一つにつきましては、電気柵、金網等で防ぐ方法といたしますか、防護柵による方法と、この2点が挙げられるかなというふうに思います。

まず、このような防護資材でございます。これは山林から農地においてこないように、防ぐための資材ということかなというふうに認識をしております。当然、すき間があると意味がない。そこから抜け道としておりてくると、そういうふうなことも考えられます。つまり、自分の農地を守るための囲いではなく、山林と農地の境目をすき間なく設置をする。こういう必要があるのかなというふうに思います。現状、そういうすき間等で問題があるのか、設置の状況について。それから、この辺の資材につきましては、非常に設置費用、コストもかかってまいります。国や県、市において、どのような支援をしていただいているのかお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 イノシシ等の防護対策であります。主に山麓地域にイノシシの被害が発生していることから、平成21年度から葛城市山麓地区の区長さんが中心となって、葛城市鳥獣害防止対策協議会を設立し、対策をしていただいているところであります。現在、防護金網柵にお

きましては、山際を中心に総延長約31キロメートルが張りめぐらされており、防護金網策だけでは不十分なところは、金網柵の下部に目隠しとしてトタン板が設置されています。また、電気柵におきましても約12.7キロメートル張りめぐらされており、地区の皆さんが柵の点検を日々行っていただいております。危険な箇所につきましては、より強固な対応をしていただいております。

また、葛城市猟友会におきましても、被害が多数発生している地域を重点的に巡回していただき、おりやわなを設置して多数捕獲していただいております。しかし、まだ未設置の部分もあることから、その部分から抜けてきて荒廃した里山、竹林に住み込んでしまっていることも、これから取り組むべき課題だと考えております。

次に、アライグマの防護対策であります。イノシシ対策のように防護金網では対応できず、現在行っておりますのは、被害が多数出ている地域に捕獲おりを設置しているのが現状であり、近年は防風ネットやトリカルネットと電気柵を組み合わせた防護柵が行われている地域もございます。アライグマは、ほとんどが集落周辺に住みついていることから、集落周辺の環境を管理し、農地や人家周りに寄せつけないことが被害対策の第一歩であると考えています。

続きまして、防護金網や電気柵の防護資材の助成対応の関係でございます。葛城市鳥獣害防止対策協議会におきまして、農地を守る目的から鳥獣害の侵入防止策として電気柵の助成をしております。原則3戸以上の受益者で3筆以上の連担農地におきまして、イノシシ等の鳥獣害の被害がある、またはおそれがある場合におきまして、購入契約金額の6割を上限として予算の範囲内において助成をさせていただきます。また、防護金網柵につきましては、広域的にイノシシの鳥獣害の被害を防ぐ目的のために広域的に設置する場合、金網柵を提供するものであります。ただし、各地区の協議会委員さんが認め、委員よりの申請となります。また、少ない筆数の防護は認められません。設置につきましては、申請された各地区の方々に設置していただくものであります。

また、アライグマやイタチのおりにつきましては、貸し出しいたしておりますので、数に限りがありますが、農林課までお問い合わせをいただきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今のご説明ですと、金網については先ほどお尋ねしましたように、山から平地、里山へおりてこないように張りめぐらすという対策、それから電気柵については耕作者が自分の農地を電気柵で取り囲んで、複数、先ほどありました3戸以上の方々が連携して囲いをして自分の農地を守る対策と、こういう2つの方法というふうに解釈をいたしました。

先ほど言いましたように、まずは山から平たん部へおりてこない対策が、これが一番重要かなと思います。協議会等で協議をいただいているということではございますが、どうしても山から平たん部に、里山における際の障害物等も考えられます。例えば河川等が縦に流れている場合、どうしてもそこを防ぐことができない。そこをくぐってイノシシが農地に侵入すると、こういうふうなことも問題になっておるといふようなことも伺っていますので、そういう

捕獲するという事も十分必要ではございますが、おりてこない対策に重点を置いて被害防止に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、捕獲駆除についてお尋ねをいたします。これは先ほどご説明ありましたように、猟友会等のご協力、資格がないと、こういう捕獲駆除というのはできないというふうに伺っております。葛城市の猟友会の方々の協力が十分必要であるかなというふうに思いますが、その活動状況についてお尋ねをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 鳥獣害の捕獲状況であります。まず、イノシシとしましては、平成25年度から平成29年度の5カ年におきまして、737頭捕獲しております。また、平成29年度におきましては168頭を捕獲していただいております。月別の捕獲状況におきましては、4月から9月末までは少なく、10月から3月に向けて右肩上がりに捕獲頭数が増加しております。

次に、アライグマであります。平成25年度から平成29年度の5カ年におきまして250頭捕獲しており、平成29年度は59頭でありました。月別の捕獲状況におきましては、年によってはばらつきがありますが、4月から3月にかけて平均的に捕獲されております。

次に、捕獲されたイノシシ、アライグマの処分方法であります。本市としましては、捕獲した猟友会に処分はお任せしているところであります。県内の市町村におきましても、地域の猟友会にお任せしているということでお聞きしております。イノシシやアライグマの捕獲、殺傷は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び葛城市鳥獣害捕獲許可事務取扱要領により、鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲、殺傷のために、現に有効な狩猟免許を有し、原則として過去5年以上の有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者で、鳥獣の捕獲、殺傷の許可書があるものとされております。現在、この許可書につきましては、葛城市猟友会の方に許可をしているものでございます。

続きまして、狩猟免許についてお答えさせていただきたいと思っております。狩猟免許の種別につきましては、網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟の4種があり、毎年6月と9月の2回、狩猟免許試験が実施され、3年ごとに免許更新がされるものであります。狩猟を行う場合につきましては狩猟免許を取得して、狩猟を行う都道府県に登録し、狩猟期間内に狩猟が認められる地域で、両方で認められる鳥獣を捕獲することです。葛城市の猟友会の免許の取得状況につきましては、平成30年3月末現在におきまして、会員数が18名で、第1種銃猟免許取得者が7名、わな猟免許取得者が17名となっております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 今、猟友会の状況についてもご説明ございましたけれども、非常に会員の減少、それから高齢化が進んでおるといふふうにも伺っております。特に捕獲したこの最終処分ということで、先ほどご説明ありましたように穴を掘って埋めなあかんと、ここまでが狩猟された方の責任の範囲ということでございます。ただ、その労力というのが非常に大変だと、苦慮しているというふうなことを猟友会の方からも伺っております。この負担が原因で、捕獲活動にも影響があるというふうに言われております。

これは総務省の捕獲活動に関します実態調査の結果おきましても、狩猟者が穴を掘って埋めるという作業でございますけれども、このような負担軽減に配慮することが重要とされておるといふふうにご報告されております。また、ある自治体におきましては穴を掘る重機、ユンボのレンタル代の補助を行っておるとか、焼却処分の支援を行政が、自治体が行っておると、こういうふうな事例も聞いてございます。

本市においても、このような支援策、何とかやっていただけないかという猟友会からの強いお願いでございますけれども、ご答弁を求めます。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問でありました処分につきまして、現在、土中に埋めていただいているという中で、猟友会に現在お任せしてるんですけれども、これに基づきましては、この鳥獣害の処分につきましては、鳥獣の保護及び管理、狩猟の適正化に関する法律の中で、捕獲した個体は基本的には、その全量を持ち帰るか、もしくは適切に埋設処分をしなければならぬという形になっており、現在、猟友会の方で処分自体はしていただいております。

その中で、今、ご質問ありましたような穴を掘る重機、また、家畜の焼却炉を現在、全国的にも使っておられるとか聞いておりますけれども、猟友会の方とまた、相談をさせていただいて、どういった形が今後、猟友会のあり方にとってメリットがあるのかということ、また相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 よろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは、先ほど池原部長からもございました一部は食用として利用されるということもお伺いしております。イノシシの食用につきましては、非常に最近ジビエという、これフランス語らしいんですけれども表現をされておって、適正な処理をすることでおいしくいただけるということも、私も幾度となく猟友会の方にそのお肉をお分けしていただいたこともございます。このような適正な処理をする施設ということにつきましては、県内でも五條市等、各地で処理施設等もできておるといふふう伺っております。地元の食資源として道の駅などで、このような地元産猪肉みたいな、そういうブランドで販売すると、こういうふうなことが可能なかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ジビエとは、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化であります。農林水産省では、被害防止活動の一環として、捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、地域における捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売、流通経路の確立などの取り組みを支援しているものであります。捕獲した鳥獣をなりわいとして、食肉として利活用する場合は、食品衛生を遵守するほか平成26年度に厚生労働省が策定しました野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針、あるいは都道府県が定めた指針に従って衛生的に処理、活用しなければ

ならないとされており、野生鳥獣肉の利活用に当たっての捕獲、運搬、食肉処理、加工、調理及び販売、消費の各段階における適切な衛生管理の考え方が細かく示されており。捕獲鳥獣をみずから埋設、焼却処分することによって処理されている一方、捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、その食肉を利活用する取り組みが全国的に増加傾向にあるもので、奈良県といたしましては、五條市の食肉処理加工施設であるジビエール五條や上北山村の上北山特産加工センターなどがございます。

ジビエの問題といたしまして、イノシシなどの野生鳥獣の流通方法は牛や豚などの家畜とは違い、また寄生虫やE型肺炎ウイルスなどを保有している可能性もあることから、調理加工時にも衛生管理が必要なことであり、また、肉の歩留まりも悪く、ジビエの取り組みにつきましても、クリアしなければならない問題が多数あると思われま。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 害として、この鳥獣害を処分するのではなく利活用という意味からも、こういう五條市等の施設もお借りをしながら、市内の1つの特産というふうな位置づけができればなどというふうに思いますんで、今後、このようなことについても、しっかりとお答えをいただけたらというふうに思います。

次に、鳥獣によります生活被害についてお尋ねをさせていただきます。先ほども若干、ご説明の中でございましたように、本市の地形から見て、鳥獣害のすみかである山林から非常に山沿いに近い位置に民家があって、山沿いにこうずっと連なっていると、こういうふうな状況から見ましても、鳥獣害の被害というのは非常に多く発生する状況であるというふうに伺っております。現実、民家等へも侵入したりというふうな被害も出ておりますけれども、その状況、並びに市の対応策についてお伺いをいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ここ数年、葛城市内の生活する場におきまして、アライグマの被害が多数出ております。その多くは、屋根裏や空き家に住みついているので、どうかしてほしいとの相談が農林課の方に多数寄せられております。アライグマの駆除相談としましては、平成29年度は28件の相談がありまして、地区別には忍海5件、北花内2件、寺口2件、加守1件、脇田2件、平岡1件、大畑2件、太田2件、薑1件、北道穂2件、兵家1件、當麻4件、南花内1件、梅室1件、柿本1件でございます。現在、駆除できていないのは大畑の1件でございますが、今後地権者と協議しながら、おりを設置しまして駆除できるように対応してまいりたいと思っております。

このように、空き家等に住みつく要因は、アライグマにとって安心できるすみかであり、ねぐらであるからでございます。集落内には、通風口が壊れたり、増改築などで建物にすき間のある住宅や空き家がふえており、アライグマなどの中型の動物が入り込みやすくなっております。野生鳥獣は、人里に離れていても警戒心が強く、開かれた場所は好みません。被害を拡大させないためには雑草を除去し、見通しをよくすることや、侵入経路を防ぐなど、アライグマなどの動物の休息場所をなくすることが大切なことであります。現在、屋根裏など

に住みついたアライグマ対策といたしまして、通路などに捕獲おりを仕掛け、捕獲しているのが現状であります。今後特に問題となってくるのは空き家でございます。おりを仕掛けるのに所有者の了承が必要となりますので、所有者が不明とか、連絡がとれない空き家に住みついたアライグマを捕獲できない状態が続くことで、近隣に大変な迷惑をかけてしまうおそれが大きな課題と考えております。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 そのような状況であるということでございますけれども、最近では神戸市等の大きな都市においても、こういうイノシシが道を歩いたり、アライグマが家に侵入してきたりという、民家周辺において被害が出ておるといことが問題になっております。また、アライグマ、ネズミなどにおきましては、空き家がその住みかとなって周辺の方々から苦情も寄せられておると、このようなことが先ほどの報告でもご承知のとおりでございます。このようなことから現在、企画部で進められております空き家の課題の1つとして、今後対応をしていただけたらというふうに考えております。また、農業におきましても数多くの被害が確認をされております。このような被害の軽減に向け、積極的な対応を講じていただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。また、先ほどございましたように狩猟対策につきましても、猟友会に丸投げではなく、市の十分な支援もお願いをいたしたいということをお願いして、次の質問に進まさせていただきます。

2番目の質問でございます。市役所の職場環境の向上についてをテーマとしてお尋ねをさせていただきます。

道の駅かつらぎに関する住民監査請求に対する結果、それから、市長が行った刑事告発に至る経緯やその証言などを見ますと、合併後、新市として最大の事業を無事になし遂げたかったという強い思いがこのような処理に至った原因というふうなことも考えられるということでございます。

本来、公務員におきましては、民間以上にコンプライアンスには厳しくあるべきであるにもかかわらず、現実には職場の体質自体、昔ながらとか、今までからこうやってきたようなあしき慣習があるのではないかと。もし、あるとすれば、このような職場風土を変えなければならぬというふうに私は強く感じておるところでございます。

しかしながら、単にトップダウンで見せしめ的に職員を処分するだけでは、改善にはつながらないというふうに思っておるところでございます。住民監査請求の監査結果の最終に意見として、次のようなことが記されております。今後においては、当時の特別職及び職員に対して責任追及を行うとともに、適切な処分を講じていただきたい。また、今回の監査結果により、違法な行為による契約や会計処理により市に大きな損失を与えたことが判明したことは、市政に対する市民の信頼を大きく損ねる不祥事であり、市においては再発防止対策の構築に努められたいという意見でございます。また、職員の皆さんに対しましては、全体の奉仕者である原点に立ち戻り、市民に対する責任を自覚し、法令に基づいた厳正公平な職務の遂行に努めることを再認識し、信頼回復に向け全力で取り組むことを要望すると、このよ

うに記載をされております。要するに責任追及、適切な処分、再発防止と、この3点を市に対してご要望をされておると、こういった監査結果のご報告でございます。

このような職場体質について、どのようにお考えであるのかと。また、今申し上げました若干おくれてるというふうに感じております再発防止策については、後ほど市長にお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

私は、今回のこの事件の市の対応手順につきましては、もう少し慎重に進めるべきではなかったのかなというふうに感じておるところではございます。今回の間違った事務処理について、職員においては不正をよしとして実行した者は誰もおらないというふうに思います。恐らくこの事業を無事に完成させようという思い、また上司からの指示に対して、やむなく実行されたのではないかというふうなことが推測をされるところでございます。

このような間違った上司の指示であったり、部署内の不正を発見した職員が、その情報を通報する仕組みということで、公益通報制度というものがございます。全国の市町村では、この普及率、約50%というふうに伺っておりますが、本市のこの公益通報制度に関します状況についてお尋ねをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

本市の公益通報制度につきましては、葛城市公益通報等の処理基準がございまして、こちらの公益通報者保護法に基づき施行されたものでございます。葛城市公益通報等の処理基準によりますと、公益通報は事業者には雇用されている労働者、事業者を派遣先とする派遣労働者及び事業者の取引先の労働者が、市の機関に対して行う外部通報と市の業務、事業者が市から受託し、もしくは請け負った業務、または指定管理者として行う業務に関し、職員等が市に対してするもの、並びに職員の職務、または業務に係る法令、規則等を含む法令の遵守及び倫理の保持に関しまして、職員等が市に対してする内部通報の2つに分類されます。

ただいま議員ご提示のありました上司の不正を知るような職務命令に対する通報については、内部通報に位置づけられると考えております。葛城市公益通報等の処理基準に基づきまして、職員等の内部通報に関する相談窓口が設けられております。教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関につきましては教育総務課、上下水道部の事務部局につきましては水道課、市長部局及びその他の事務部局につきましては人事課がそれぞれ相談窓口になってございます。

また、内部通報に関する事実を調査し、当該内部通報に係る事実の中止、その他是正のための必要な措置を任命権者に提言するため、公益通報等調査委員会が設置されておりました。企画部長が委員長としまして、その他、総務部長、教育部長、上下水道部長が委員として構成されております。委員長は、相談窓口課にあった内部通報の報告を受けたときは調査の要否を判断しまして、調査する旨の判断をしたときは委員を指名して調査させることができるとされております。

委員会は、調査の結果に基づきまして、内部通報の対象となった事実の評価を行います。

そして、必要に応じて原因を究明し、再発防止策を任命権者に提言するものとされており
ます。任命権者は、これに基づきまして内部通報の内容に係る事実関係を是正し、再発を防止
するための必要な措置を講じるものとされてございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 このような仕組みがちゃんと葛城市には備わっておるということでございます。

それでは、この制度が十分に活用されておったら、今回のようなことも未然に防ぐことが
できたのかなど。再発防止策という観点から見ても、この制度は今後において、存在の認識、
利用を高めていただくということも語弊ありますけども、あることを職員の皆さんがちゃん
とご認識をいただくということも必要かと思えます。今日まで、この制度の運用実績につ
きましてお尋ねをいたします。あるか、ないかで結構です。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの増田議員のご質問でございますが、過去におきまして、外部通報、内部通
報ともに行われた実績はございません。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 通報実績、利用がなかったということでございます。なぜ、ないのかなど、職員さん自体
が、こんなことがあるの、知らなかったというふうなことも原因の1つではあんのかなど。
職員さんに聞く時間的な余裕ございませんので、あえて聞きません。職員さんに対する周知
等もしっかりとやっておくべきかなというふうにも思います。それと、この制度、委員
会構成としては、先ほどご説明ございましたように、部長等を中心に構成をされておると
いうふうなことでございます。通報するのに、こういう委員会構成が相談しづらいというふうな
ことがないのかどうかです。内部で、こういう委員会構成をすること等を国のガイドライン
について、どのようになっておるのか、ご承知であればお聞きをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 地方公共団体におきます内部通報につきましては、消費者庁が公益通報者保護法を踏
まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）というも
のが公表されてございます。こちらのガイドラインでございますが、地方公共団体におきま
して、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体
において自主的に取り組むことが求められる基本的事項等を定めたものでございます。

議員ご提示のような第三者を加えることにつきましては、確認いたしました本ガイドラ
インにおきましては、指針としては示されてございませんでした。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私が調べた消費者庁の平成29年7月31日に出されております公益通報者保護法を踏まえた
地方公共団体の通報対応に関するガイドラインの中では、外部に弁護士等を配置した窓口を
設けるよう努めるというふうなガイドラインを、私の調べた限りでは、そういうふうになっ

ておると。これは何でかという、第三者を交えた方が専門的な弁護士さん等のご意見も頂戴した中で、設置をするように努めたらどうかというふうな意味かと解釈をしております。ご確認をもう一度していただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても今後は、こういう違法な事務処理などのコンプライアンス意識、これをしっかり高めていただく取り組みの充実をお願いしたいというふうに思います。

次に最近、職員の皆さん方に、職場の雰囲気はどうですかというふうなお問い合わせをすると、非常に表現としてはどういう表現をしたらええのか、私は士気が低下しておるといふうに感じてまいりました。このような感じを持っておるのは私だけではないというふうに思います。原因は、職員への刑事告発によるものも考えられるのではないかな。職員の皆さん方の意見の中でも、そういったような意見もお伺いしております。

また、定年を待たずに退職をされる方、再任用職員におきましても最近、複数の方が時期を前に退職をされております。私は職員にとって、仕事への意欲、やりがいが高くなる職場環境、これが理想であるというふうに思います。必ずしもそうであってはならないということではございませんけれども、理想であると、やりがい、生きがい、そういうものの職場環境、これが必要ではないかなというふうに思います。

ただ、そういうやりがい、生きがいが高まり過ぎて、行き過ぎた住民サービス、こういうようなものも懸念をされるころではございます。ただ、余計なことをしないと、言われたことだけきちっとやろうと、こういった堅実といったら堅実ですけれども、消極的な風潮というものが感じとれるころではございます。仕事への意欲、やりがいを高める方策につきまして、どのようなお考えでおられるのか。さきのあしき慣習の体質改善、再発防止対策あわせて、市長にご所見をお尋ねいたします。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問に答えさせていただきます。

組織風土としてあしき慣習が蔓延していたという表現でございますが、私は、必ずしも行政組織そのものが全てあしき慣習に染まっていたとは感じておりません。行政自身は、もういろんなサービスとかをしてるわけですが、もう大半の部分は公務員として頑張っているように認識しております。

今回、議員がご指摘になりました住民監査請求に及ぶ案件ではございますが、これは個別の案件でございまして、まさに特殊な案件だという認識をしております。本来、あってはならないことが起こってしまった。そのことについて監査委員からの報告をいただき、また勧告をいただいたわけでございますので、その指示に従って粛々とさせていただいているのが実情でございます。

それともう一つ、職員の士気の低下、具体的に何を指しておられるのか、私にはちょっと理解しかねます。私の評価の仕方といたしましては、まず公務員としての規範を守ることというのは第1条件でございます。その中で、真面目に頑張っている人間を評価していくということが最大限の、やはり組織の効用を高めることであるという具合に認識しております。

議員ご指摘のように公務員組織といいますのは、民間とは若干違っておりまして、マイナ

ス査定の世界でございます。何か失敗をすると、非常にそのことについて懲罰ですとか罰則を与えられますけども、いいことをしたことについての評価については、それに見合うものがございません。民間企業でございますと、全体を通じまして、どちらかというプラス査定の世界でございます。社員が非常に画期的なことをやった、頑張っているという評価の、それは非常に高く評価される部分でございますので、公務員の職員さんの評価の、まず、その改革をやる必要があるであろうという具合に感じております。

全体を通じまして葛城市の職員が士気を低下していることはないという認識でございますので、その辺が私とは違うところかなと思います。それと、あしき習慣につきましても、それは一部であるという具合に認識しておりますので、その部分について改善をしていく。その改善改革をするに当たりましては、いろんなご意見が、多分その立場立場であるとは思いますが。ただ最終的に、正しい方向の組織をつくり上げる、それが目的でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 私、表現が間違っていたら訂正をさせていただきます。全体ではなしに、一部にそういう気運があるということをご理解をいただきたいと思っております。ただ、この一部についても、ご丁寧なご判断なり、再発防止策等の改善策のご考慮をいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、職員の人事配置につきましてお尋ねをいたします。市民にとりましても職員にとりましても、職員の人事配置、これは大切なことであるというふうに思います。職員の人事権につきましましては、当然市長にあるということは十分認識をしております。適材適所はもとより、部署内での上司、部下、この信頼関係、統率力、このようなことも考えますと、市長がご判断になられる人事配置の現場のご意見、具体的に言いますと部長であったり、管理職であったり、課長であったりと、こういった意見というものは十分反映をさせるべきであるというふうに思うところでございます。現在、どのような方法で人事配置等が進められておるのか、部長にお尋ねをいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 現行でございますが、人事配置におきましては、職員の採用年、資格、習得分野、入庁後の経歴、在課年数などをもとに、平素の仕事ぶり、翌年度からの各部課の事務量等を考慮いたしまして、可能な限り職員自身のキャリアパスや職員のモチベーション向上に配慮いたしまして、市民サービスの更なる向上につながりますよう適材適所の配置を考え、実施しているところでございます。

人事配置の検討に当たりましては、毎年7月に各部課に対して人事ヒアリングを行っておりますほか人事課に寄せられる職員個人の悩み、意見等の申し出につきましても、正当と判断できるものにつきましましては、他の職員との公平性にも留意しながら人事配置に反映すべく努めているところでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 7月にヒアリングをしていただいているというご説明でございました。これは私が推測するところ、人事配置のためのヒアリングではないのではないかな。時期的に見ますと、次年度の必要な人数の数を確認するためのヒアリングであるのかなというふうに思います。これによって採用人数を検討されるという1つのお話といたしますか、ヒアリングの機会であろうと思います。

できれば3月ごろに部署別のヒアリング、こういったものも必要ではないかな。実際の人事配置のことでヒアリングをされるのであれば、3月ごろのヒアリングもやっていただくということも必要ではないかと。過去には、3月ヒアリング等もあったというふうにも伺っておりますけれども、いつぞやから、こういったような人事異動になったというふうなことも聞いておりますので、その辺のところはいかがでございませうか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、7月のヒアリングの位置づけでございませうが、確かに次年度の必要な人員の数のことを確かめるという位置づけもございませうが、人事配置に当たっての各部課の課題等々の確認もさせていただいているところでございませう。また、3月ごろに部署別のヒアリングの必要性というところでございませうが、3月という時期に行うことにつきましては、3月議会の対応等もございませうので、その時期としての適切かどうかという議論はございませうが、確かに7月1回のみでのヒアリングでは足りないのではないかなというご指摘ございましたので、こちらにつきましては参考にさせていただき、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございませう。

吉村議長 増田君。

増田議員 よろしくご検討のほど、お願い申し上げたいと思います。

私は、部長の意見を強く反映させろということは申し上げておりませう。部長の意見も聞くべきであろうということをお願いしておるということですので、誤解のないようお願いしたい。

今、ご説明ございましたように部長だけの意見で決められますと、バランスであったり、縄張り意識であったりと、先ほどちょっと片仮名でキャリアパスというふうなご表現されておりましたけれども、私の解釈では、そういう縄張り意識というふうな意味かなというふうに思いますけれども、そういうものが強くなったり、協調性が低下したりと、こういうふうなことが懸念をされるということではございませうけれども、やはり部署という、これ縦のラインの組織でございませう。市長から副市長、副市長から部長、課長、そういう縦のラインというものがございませう。そういう縦のラインの意見をしっかりと踏襲した形の人事配置というふうなことも必要に応じてやっていただけたらというふうに思いますけど、十分やっておるということであれば、それでいいわけでございますけど、そういうことが少ないのであろうというふうなことが懸念をされます。

こんなことは今の時代、あり得ないというふうに私、思いますけれども、先日、いろいろと昔はどうだったというふうなことを古い職員さんに聞きますと、旧町時代は、事もあろう

に町会議員がこの人事配置に、俺があいつを動かしたとか、自慢話のように言っておられた。現実、そうであったというふうな、あきれたお話も聞いたことがございます。当然、当時の時代であれば、それだけのいろんな権限をお持ちの方もあって、ご意見として強い影響力があったのかなというふうにも思うわけでございますけれども、念のためにちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

外部から、このような影響がない、受けてないと、この辺のご答弁を求めます。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 過去のことは、私、理事者ではございませんでしたのでお答えする立場にはございません。今現在、全くございません、ありません。それで、議員ご指摘の人事配置というのは、その非常に大切な部門でございます。多分、一番組織として大切な部門やと思っております。実は一昨年は各職員さんにアンケートを実は出していただきました。ご希望等、ご意見をいただきたいということで。

それで、今年度の人事については、実はそれは行いませんでした。通常、案はその市長部局の中で作成していただくわけなんですけども、当然のことながら、各部のご意見等を集約した中で的人事配置をしているのが実情でございます。ただ、やはり各部長さんといいますのは、やっぱり自分のその所管する部の、やはりできるだけよくしたいという思いの中から、いろんなご意見がありますので、その調整作業が意外と大変な作業になります。100%完全なといいますか、ベストの人事配置ということは、何百人という職員さんがおられますので、全てについて、それを満たすということは、なかなか難しゅうございますが、どういう指針でやりますよという、その部分については、私は職員さんに伝えるべきかなという具合に感じております。

これから、この人事配置等、人事の問題につきましては、試行錯誤を重ねながらやっていくべきかなと感じておりますので、また、お気づきの点がございましたら、ご意見をいただけたらなという思いでございます。

以上でございます。

吉村議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。去年はアンケートをとっていただいたということでございますけれども、ぜひとも職員さんのご意見も参考資料といいますか、参考意見として今後もとっていただけたらなと、どんな思いをしとんのかなというふうなことも含めてアンケートの継続をお願い申し上げたいと思います。

また、バランスの問題につきましても、当然、私、先ほど申し上げましたように、各部署の縄張り意識等があると、どうしても偏ってしまう。強い者が職員の横取りをすとか、仲よしグループ的な部署になってしまうとか、弊害は十分承知をしております。ただ、そういったような調整につきましては、当然副市長が部長等の間の調整を図っていただく役割ではあるかというふうに思いますんで、その辺の調整は図りながらというふうなことも十分考えられる手法であるかなというふうに思いますんで、いろんな意見に十分配慮した人事配置をよろしくお願いを申し上げておきたいなと思います。

職員の労働意欲であったり、労務の効率性、これにつきましては、適正な人事配置が重要であると、先ほど市長も申されましたように大切な要素であるというふうに思います。どのような手法で行っていただいても結構でございますけれども、結果的に誰しもが納得できる人事配置、ああ、なるほどなどといったような人事配置をお願いしたいとともに、あらゆる手法によって市役所内の職場環境の向上、これにしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

吉村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、私、梨本洪珪が一般質問をさせていただきます。

私の質問は4つございます。1つは、業務委託契約について。2つ目は、職員教育及び研修体系について。3つ目は、公共施設マネジメントについて。そして、最後は放送サービスについてご質問いたします。

では、これよりの質問は、質問席よりさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 それでは、始めさせていただきます。私は議員になって2回目の一般質問ということで、今回の質問は3月議会でさせていただいた質問の延長として、ちょっとスタートさせていただきたいと思います。

前回は3つの質問をさせていただきました。1つ目は、財政健全化。これについては、葛城市の今の現状、それを正確に知りたいということでお聞きさせていただきました。2つ目は、公共施設マネジメント。きょうも若干、触れさせていただきますが、葛城市の将来像を理事者の皆様がどのようにお考えなのかということをご質問いたしました。ところが、残念ながら3つ目の質問が時間の都合で中途半端に終わってしまった。今の状態をよくして、将来につなげるための業務委託契約です。このことについて、もう少し掘り下げて聞きたかったのですが、ちょっと中途半端に終わってしまったので、きょうはそのことについてから質問させていただきます。

まず、3月の一般質問では、当時の総務部長より相当高額な随意契約がある。しかも、それが長期で契約されているという話を聞かせていただきました。昨年から、市民の方の心配の種になっている道の駅かつらぎの建設問題でも、随意契約で不正な契約が結ばれていたことが明らかになっています。

そこでまず、直近3年間の業務委託契約の契約状況、特に1社随意契約の契約数や内容、このことについて教えていただけますでしょうか。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部長の吉村でございます。よろしくお願いたします。

まず、梨本議員の1つ目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

直近3年間の業務委託契約の状況ということで、特に1社随意契約の契約数や内容についてのお伺いということでございます。平成27年度から平成29年度の業務委託契約、特に1社による随意契約の件数及び内容について報告をさせていただきます。

その前に、随意契約により執行できる場合といたしまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号におきまして、委託契約の予定価格が50万円を超えないとき。それから第2号では、契約の目的物が特定のものでなければ納入することができない場合。それから第3号では、障害者支援施設ですとか、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合。それから第4号では、ほとんど該当がないと思われませんが、新たな事業分野の開拓を図るものとして、認定を受けたものから買入れや役務の提供を受けるとき。それから第5号では、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。第6号では、競争入札に付することが不利と認められるとき。第7号では、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。第8号では、競争入札に付し、入札者がいないとき。または、再度の入札に付し、落札者がいないとき。第9号では、落札者が契約を締結しないときと規定をされておりまして、それぞれの契約ごとに該当する号を適用して執行をいたしておるところでございます。

議員から質問のありました直近3年間の業務委託のうち、1社随意契約の件数と号ごとの件数を申し上げます。平成27年度におきます1社随意契約の総数は355件でございます。そのうち、第1号該当、これが少額というものでございます。それが8件。第2号該当、これが入札に適していないということで265件。それから第3号該当では41件で、第5号、緊急のものは21件、第6号は7件、第7号におきましては6件。その他、協定等によるものが7件でございます。

同様に、平成28年度の総数でございますが393件でございます。第1号該当は16件、第2号該当は287件、第3号該当が44件、それから第5号該当は16件、第6号該当は7件、第7号該当が18件、第8号該当は1件、その他4件でございます。

また、平成29年度の総数でございますが370件で、第1号該当が5件、第2号該当は266件、第3号該当は41件、第5号該当が27件、第6号該当が14件、第7号該当は7件、第8号該当が1件、その他で9件でございます。

以上です。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長からご答弁いただきました。まず、随意契約を結ぶ法的根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項1号から9号に適合することが必要だというふうにご答弁いただきました。今回、今、答弁いただいた中では、第2号が非常に多いというふうに理解しております。平成27年度は355件中265件、平成28年度は393件中287件、平成29年度は370件中266件と、ほとんどこの2号を使われてるわけです。じゃ、この2号は、先ほど部長の答弁にもありましたが、その性質または目的が競争入札に適しないものというふうに規定されているわけです。

契約の目的物が、その特定の業者そのものでなければ納入することができないということから、この2号を適用されるわけなんですけれども、3月議会では、4つの金額の大きな契

約、随意契約の答弁をいただきました。1つはコミュニティバス、これは年額7,992万円、これを長期契約している。それとリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理、これは1億5,889万円。これを3年間の長期契約している。そして、クリーンセンター焼却施設運転管理8,637万円。これも3年間です。給食センター調理・配送等は月額が798万円ですが、これも長期の随意契約になっていると。今、挙げたこの4件は、全てこの2号で契約されているわけです。

私は、プロポーザルのような提案型である契約の場合は理解できるんです。ところが、本当に特定のものでなければ納入できないのかと、疑問が残る契約もあるわけです。また、この5号に関しては、緊急の必要により入札に付することができないというふうになっているわけです。じゃ、緊急の必要って何なのかということ調べてみますと、市の規定では、天災地変、その他、非常事態の場合が該当すると、このように記入されています。

ところが、道の駅建設事業では、家屋調査、用地測量、県道境界明示などでも、この5号を適用しているんです。私は、この道の駅事業に関して天変地変、その他、非常事態での随意契約の締結は理解に苦しみます。どんな天変地変、どんなその他、非常事態があったのか。これは工期を守るためという非常事態では、この規定はないはずなんです。

現在、議会に上程されている訴えの提起、議第15号、16号で結ばれている随意契約も、締結理由は、この5号であることを申し添えておきます。また、第6号は競争入札に付することが不利な場合、第7号は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある場合でございますが、この根拠も非常に曖昧です。担当者の見方によっては、これはいかようにも捉えられる。そういった解釈ができるような契約ではないかなど。特に、1社との交渉で、時価に比して著しく有利な価格、これが判断できるんでしょうか。甚だ疑問です。道の駅建設では、多数の随意契約が結ばれてますが、6号、7号が非常に多い。

以上のように、これまでの葛城市での随意契約を考察すると、担当者の裁量に委ねられた客観性に乏しい運用が散見されます。その結果、不正の温床になりかねないというリスクをはらんでいると私は考えています。そこで、質問です。葛城市の随意契約の手順や運用ルールについて教えてください。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。まず、地方公共団体の契約事務につきましては、さきに答弁いたしましたとおり、地方自治法並びに同施行令の規定に基づきまして、葛城市契約規則、それから契約事務の手引き及び契約事務取扱に関する基準によりまして、契約事務を執行いたしておるところでございます。

契約方法には、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、競り売りの4つの方法がございます。その中で、随意契約とは競争の方法によらず、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結することになってございます。入札に比べ、手続が簡単で経費も少なく、しかも、相手方の資力、信用、技術、経験等を熟知の上、選定することができるため、運用によっては、その長所を發揮することができるものでございます。一方で、相手方が固定しやすく、そのため、不正行為の入り込むおそれがあり、かえって不適當な相手方と契約する

ことにもなりかねないことから、個々の具体的事例を詳細に検討し、客観的に判断した上で適正に実施しなければならないとされております。

本市における業務委託に係る随意契約の手順でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する50万円を超えない場合であっても、葛城市契約規則第17条で、なるべく3社以上により見積もり合わせを行うことと規定しておりまして、さらに少額の場合等につきましては、葛城市契約事務取扱に関する基準を定めております。

以上です。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今の部長の答弁にもありましたように、葛城市契約規則第17条では、なるべく3社以上により見積もり合わせを行うことと規定しています。ところが、先ほど、部長より契約数を発表していただいたように、実務上ではこのルールが徹底されていません。1社契約が随分多いというのが感想です。

そこで1つ、県内他市の事例を紹介させてください。これはごみ収集運搬業務、資源ごみの収集運搬業務に関する契約です。その市では、長年1社随契をずっと締結してこられました。平成26年の決算を見ますと、契約額は年額約7,800万円弱です。平成27年度も同額、年額約7,800万円で契約されています。

ところが、この1社随契の長年行われた契約を平成28年度は入札にされた。この入札に関しては、10社以上が入札に参加したというふうに聞いております。すると、幾らになったかと。年額3,000万円以下です。今まで7,800万円でやっていた事業を3,000万円以下の事業でできるようになったと。ところが、皆さんは不安に思われると思うんです。同じ業者で、しっかりと同じ質を担保できるのかと。

この契約に関しては、おもしろいことがある。1社随契で長らくやってきた業者と落札した業者は同じ業者です。つまり契約も変わらず、サービスも変わらず、相手方も変わらず、契約金額だけが大幅に下がったというわけです。これを市民の方が見たら、どのように感じられるのか。本当にその契約が高いのか安いのかという判断も含めて、しっかりとやっていく必要があると思います。言うまでもなく、契約の原則は一般競争入札です。これは透明性の確保、競争性・効率性の確保、客観性の確保、公正・公平性の確保、この4つが担保されてこそ、市民は安心して納税できるんじゃないでしょうか。

葛城市契約事務の手續（2）では、随意契約は、みだりにこれによるべきでなく、個々の具体的事例を詳細に検討し、客観的に判断した上、法令の規定により適正に実施しなければならないというふうに規定されています。ところが、私が判断するに、個々の具体的事例の詳細な検討がなされた形跡が見当たらず、客観的と言いながらも、その判断された結果が多数の人が納得できる契約ではない。そのような契約が多いのも事実です。

このような契約状況、私が調べたのは数年前のことですが、このような契約状況は現在でも続いているのでしょうか。それとも、改善課題と捉えて何らかの手だてを講じられているのか。そのことについて、契約事務に係る最近の改善状況についてお伺いしたいと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの議員の質問でございます。契約事務に係る最近の改善状況はどうかということでございます。従前から地方自治法等関係法令に基づき、契約事務を執行いたしておりましたが、随意契約、特に1社随意契約につきましては、執行伺ですとか、市の組織として業者選定委員会というものがございしますが、そちらに提出する様式に、第三者から見ても地方自治法施行令に規定する随意契約理由に明確に該当するような詳細な理由の記載を今現在、徹底いたしておるところでございます。また、50万円以下の少額の随意契約ですとか、見積もり合わせについては決裁区分に基づき、担当部課長による決裁を受け、執行しており、業者選定委員会に凶る必要はございませんでした。

しかしながら、平成27年6月から選定業者の確認等を目的といたしまして、執行伺とは別に、決裁区分を超えて業者選定委員会の会長である副市長でございますが、その決裁を受けることとされました。しかし、その運用が本当に適正かどうかということもございすし、実際に、その事務決裁のため、かなりの膨大な事務量がふえてございます。

そういったことから、実際には効果的ではないということと、それから副市長が全てのチェックができないということもございす。担当部局でしっかりチェックするよというよことと、本来の決裁権者の権限と責任におきまして執行するよ、適正化を図ったところとございす。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今の部長の答弁で、第三者から見てもということを入れていただいておりますので、その言葉を聞いて、少し安心いたしました。今後も実績だけを見て、前年と同じく、次の年も同じ契約を結ぶ。その場合は、本当にその随意契約の効果が高いのかということをお重々皆さんで慎重に検証していただきたいと、このようにお願いしておきます。

また、決裁方法の話も今、お答えいただきました。これが事務が効率化できたということに関しては、非常に評価いたします。以前は業者選定委員会の会長、副市長職が部長決裁で可能な少額契約に関しても決裁にかかわっていたということですが、それでは過度な事務負担は当然です。そして、また担当課の育成にも私は支障を来すと思います。ある程度の決裁権は与えていく。

一方で、職員さんが県や近隣市町村での同様案件、先ほど私がお話ししたような、一例のようなことは県内他市町村でもたくさんあると思うんです。そういったところを本当に知っておられるのか、または業界の相場感、そういったこともしっかりと学んでいただきたい。これは切にお願い申し上げます。そうした一人一人の努力が財政健全化にもつながる、担当レベルでできる大きな取り組みだと私は考えています。現在の葛城市は、管財課が新設されるといった改善の意気込みが非常に伝わっております。今後も契約の際には、葛城市にとって最善の方法を選んでいただきたいということをお願いして、1つ目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、このルールの運用の問題とあわせて、私自身もう一つ、大きく気になっている問題があります。先ほど、増田議員も少し触れられましたが、それは職員さんの意識レベルやモラルの問題です。ということで、2つ目の質問は職員研修及び研修体制について少し

お聞きしたいと思います。

今週日曜、前副市長や現役職員が逮捕されるという、葛城市を震撼させる事件がございました。真相究明は捜査当局によって管轄される問題ではありますが、一人の市議会議員、一人の市民として大変遺憾に思っております。その翌日、6月18日の読売新聞朝刊に前副市長の一問一答の記事が載っておりました。内容を見ると、架空工事の捏造について以下のように語ったというふうに掲載されています。

副市長の談としては、問題だと思いが部長決裁の工事で私はよく知らない。この発言内容が事実であるならば、副市長就任当時に、少額の随意契約まで業者選定委員会会長が決裁していた事実と大きく異なるわけです。ここに関しては、今後司直の手によって解明されていく問題ではあるとは思いますが、ただ私は、上司がこのような発言をしたら、部下は全く救われないのではないかなと、正直ショックを受けました。

このような事態に至った原因追及と再発防止は、葛城市民からほとんどの真面目に働いて職員さんへの信頼を取り戻す上で必須であると思っています。実際に市民の方からは、市職員はどんな意識で働いているんだというお叱りの言葉も聞くことがあります。そこで、質問いたします。葛城市においては、どのような人事理念があるのでしょうか。また、その内容もお聞かせください。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 本市の人事理念ということでございますが、平成18年に策定されております葛城市人材育成基本方針におきまして、次に申し上げます6つの求められる職員像が掲げられてございます。1つ目といたしましては、高度な倫理観と責任感を持ち、市民の立場に立った視点で物事を考えられる職員。2つ目といたしましては、多様化した市民のニーズの把握や行政上の問題をみずから発見し、その解決策を考え、条例や予算等の具体的な措置を通じて施策を実行できる職員。3つ目といたしましては、日ごろからコスト意識を持って行財政の改革を図り、計画的、効率的に職務を遂行できる職員。4つ目といたしましては、高度情報化に対応するため、パソコン等の情報機器を自由に操作できるとともに、そのセキュリティーに関する事項にも精通した職員。5つ目といたしましては、国際化の進展により、さまざまな国の人が暮らし、多文化の共存する地域社会となりつつあり、それらの国の歴史や文化を理解し、会話のできる職員。最後6つ目といたしまして、高い人権意識を持ち、さまざま施策に人権の尊重を配慮できる職員と、6つの項目が掲げられてございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長から、葛城市では人事理念にかわるものとして、葛城市人材育成基本方針があるというふうにお答えいただきました。その中の内容では、1番目に高度な倫理観と責任感を持ち、というふうにつづられています。この倫理観の欠落こそが、このような事態にもつながっているのではないのでしょうか。また、3番目の日ごろからコスト意識を持ってという部分に関しては、先ほどの契約事務関係の質問にも通じるところがございます。

このように人材育成基本方針だけを聞くと、非常に内容はすばらしい。では、なぜ逮捕者

が出るような事態にまで陥ったのでしょうか。この人材育成基本方針は、本当に市役所の職員に浸透しているのか、疑問が生じます。そこで、質問させていただきます。葛城市において、人材育成基本方針を浸透させるための取り組みを教えてください。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 本市におきまして、人事理念を浸透させる取り組みとしては、大きく3つが挙げられると考えております。

1つ目は、いわゆるOJTと言われるものです。こちらはオン・ザ・ジョブ・トレーニングの略称でございます。要は日々の業務の中で、業務内容や手法の獲得を行うものでございます。こちらの強みといたしましては、日々の指揮監督関係のもとで業務に取り組みながら、能力獲得が可能でございます。また業務内容そのものが教育内容となるため、業務内容の理解や効率化に直接効果が出てくるといったものが考えられます。一方、弱みといたしましては、業務の流れに沿っての指導となりますので、体系的な能力獲得には適しておりません。また、指導する職員の気質や能力に依存するものでございますので、組織風土の変革等を伴う育成には適さないと思われまます。

2つ目といたしましては、研修が位置づけられると考えております。こちらは特定の業務や技術につきまして、まとまった時間の中で習得していくものでございます。研修の強みといたしましては、体系的な能力獲得に専念することができ、また外部の方の知見を得るため、組織力にかかわらず一定の教育効果が期待できることが挙げられます。一方、弱みといたしましては、業務を外れての履修となりますので、限られた時間の中で学んでいく必要があるということが考えられます。

3つ目といたしましては、人事評価における面談が位置づけられます。こちらは評価者が被評価者に対しまして、業務姿勢に対する課題を示して、もって改善の契機とするものでございます。こちらの強みといたしましては、被評価者にとりまして、みずから業務改善を進めていくに当たっての端緒となりますので、自主性が育まれることが期待されます。一方、弱みといたしましては、評価者側に職員育成を意識した評価が行われませんと、被評価者への教育効果が余り期待できないといったことが挙げられます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長にご答弁いただいたわけなんですけれども、前副市長が今回の地方公務員法違反に関与していたのが事実であるなら、これはまだ確定しておりませんので軽々には言えませんが、これが事実であるならば、少なくとも就任当時にOJTが機能していたとは到底思えません。私の経験上、組織の構成員は何に従うのか。組織の構成員は紙に書いたルールではなく、社風に従います。では、社風とは何で決まるのか。社風とは、トップの考え方が大きな影響を及ぼすんです。トップや上司がルールに従わなければ、組織全体がその色に染まっていけます。

葛城市では、当時のトップや管理職の倫理観に問題があったとしか考えられない。例えば、民間の中小企業の組織の長はそうそうかわることがありません。ですので、社風を引き継ぎ

やすい。ところが、行政は選挙によって市長や議員が選ばれる。その結果、私は社風が変わりやすいのではないかなと感じております。そのため、私は、この働く職員さん一人一人が相当に理念であったり、この人事方針を腑に落とす必要があると思うんです。理事者や上司がかわったとしても、理念が揺るがなければ違法行為は起こりません。その一人一人の思いが葛城市役所に良識ある組織風土を根づかせると考えています。

これは調査データの一例なんですが、国家公務員の大部分は最善を尽くしているかという調査が行われたことがございます。そのときに国民はどう答えたか。そう思う、どちらかといえばそう思うと答えた人は、何と10%強なんです。つまり、ほとんどの人は国家公務員、大部分が最善を尽くしていないと、このように評価している。もう一つ、日本の公務員や官僚は市民に公平かという問いに対して、全く公平でない、ほとんど公平でないと答えた人は半数を超えています。50%強です。この結果を聞いて、いかがお感じになられるでしょうか。実は、この結果は世界各国と比較しても飛び抜けて悪いんです。日本の公務員に対する国民の信頼は、極めて低いというふうには評価されている。

私は、その一因が公務員の人材育成が民間に比べておくれていることにあると感じています。計画的、効果的に職員研修が行われているか。先ほど部長からは、OJTのほかに研修も行っているという話がありました。それが効果的なのか、計画的なのかということに対して、検証の必要性を感じているわけでございます。

そこで現在、葛城市で行われている研修の取り組みについてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、業務関連の能力技術の習得の機会といたしましては、奈良県市町村職員研修センターの研修、全国市町村国際文化研修所における研修、全国建設研修センターにおける研修が挙げられます。いずれも職員自身の希望による応募が認められておりまして、職員自身の思い描くキャリアパスのために必要な能力習得の機会となっております。また、葛城市主催の研修機会といたしましては、新規採用職員に対する研修や全職員を対象とする全体研修、その他人権研修や人事評価研修の機会を設けてございます。

今年度、平成30年度におきましては、まず新規採用職員研修におきましては、待遇、災害対応に係る研修、市政全般について各部局職員による講義、市内各施設見学などが行われる、あるいは行われる予定でございます。また、全体研修におきましては昨今、明るみとなりました違法、不正な事務処理の再発防止策としてコンプライアンスをテーマにする予定でございます。あわせて新任管理職を対象に、公務員としてあるべき接遇マナーを学ぶ研修も予定してございます。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今年度から、職員研修が予算に計上されてございます。現阿古市政になってからは、人材育成に非常に力を入れているということも聞いております。5月9日付の毎日新聞では、このような記事がございました。公務員の公文書研修の受講者急増。これは国の方でも、森友

学園、加計問題などで、非常にコンプライアンス意識が高まっている。このコンプライアンス研修は、葛城市にとっても不正事務の再発防止として急務ではないかなと考えております。

と同時に、私は最も大事なのは健全な価値観教育ではないかと考えています。それは何かというと、人材育成方針の浸透です。職員さんの育成に、先ほど限られた時間内だというお話もございましたが、育成に時間と予算を使うのは、私はコストではなく投資であると考えています。行政と違って業績が悪ければ倒産してしまうおそれのある民間企業では成長する企業、顧客に支援される企業は、間違いなく、どこであってもこの人材育成に投資をしています。

組織が成立するには3つの要素が必要です。共同の自発性、これは職員同士が助け合うことです。そして、共通の目的、何のためにやるのかということを確認に、共通に認識を持つことです。そして、3つ目はコミュニケーション。円滑なコミュニケーションを通して市役所の社風をよくしていただきたいと思っています。これらの意識は、教育により高められると私は考えています。今後も職員の人材育成に積極的に取り組んで、市民に信頼される葛城市役所に進んでいただくことを期待して、この質問に関しては終わらせていただきます。

では、続きまして3つ目の質問は、前回に続いての公共施設マネジメントについて伺いたします。3月は、この公共施設マネジメントについて担当部署、そして市長からも、いろんな考え方をお聞かせいただきました。まだ時間がそれほどたっておりませんが、3月議会以降の経過及び今後の方向性について、何か決まったものがあるのであれば教えていただけますでしょうか。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 議員もおっしゃったように3月議会でご質問いただいた際、公共施設マネジメントにおける施設のあり方につきましては、大前提としては統合の方向に向かないといけないと考えてはいると。その施設の性質によっては結論が必ずしも統合とはならないものもあると考えており、将来の人口規模を想定した中で、いろいろな議論をいただきながら、その結論を得るまでには、あとしばらく時間をいただきたいというふうに市長が答弁をさせていただいたところでございます。

その後の経過につきましては、具体的な動きはございません。ただ今後の取り組みといたしまして、過去から現在までに実施をいたしております公共施設調査、建物の調査でございますが、そういったものをもとに自治体の財政状況や資産、負債などのストック情報、コスト情報を一般企業と同様の財務諸表を用いて示すことにより、一般の住民の方にもわかりやすく自治体の財政状況をお知らせするといった、そういった会計制度が考案され、それを新地方公会計制度と申しますが、そういった制度の導入を契機といたしまして、公共施設ごとの各施設ごとのバランスシートですとか、そういったそのバランスシートの作成による施設評価等を行うことを検討いたしておるところでございます。

以上です。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、部長からご答弁いただきましたように、施設等のハード面でのファシリティマネジメ

ントは必要であるとの認識ではある。しかしながら、2町対等合併であることや施設の性質により、検討が必要であることは前回の答弁でもお示しいただいており、私も一定の理解はしております。しかし、このまま何もしなければ、ますます財政を悪化させる要因となってくる可能性がございます。どうしよう、どうしようと言ってる間にゆでガエルになってしまいます。そうならないために、できるところから、例えば何らかのソフト面での改善、ここからでも手をつけていただきたいと思います。何かソフト面での改善策等は今、お考えでしょうか。お聞きいたします。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 先ほど、答弁させていただきましたとおり、施設ごとのバランスシートや施設評価といったものを考えております。それと、それ以外にも小さなことにはなるかもわかりませんが、電話交換業務、今現在、新庄庁舎で業者委託、それから當麻庁舎で直接アルバイト職員を雇用しての対応ということを行っておるわけでございますが、そういった電話交換業務の一元化等につきましても、市民の皆様の利便性が損なわれないよう配慮しながら検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 ここに関しては、まだ3月議会から日もたっておりませんので、この辺にとどめたいと思いますが、當麻庁舎検討委員会も、委員の任期は平成30年3月末で満了しております。このまま何も話し合う場も設けず、何らソフト面でも改善が見られないのであれば、本当に取り返しのつかないところに行ってしまうのではないかと私自身、心配しております。根本的な財務改善、職員さんの生産性向上のために早期の実現をお願いして、この公共施設マネジメントについては質問を終わらせていただきます。

では最後に、放送サービスについて少しご質問をさせていただきます。この放送サービスについての質問は、少し身近な質問として伺いたいと考えております。4月から葛城市の防災行政無線がデジタルに一本化されました。新庄地区からは、朝の定時放送がなくなりました。チャイムもなくなりました。そして、トランペット、これは屋外スピーカーです。この屋外スピーカーからも放送がされなくなりました。このことについて、市民の方から何らかの苦情は届いているのでしょうか。ご質問いたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 新庄地区におけます朝の定時放送がなくなった件と、トランペット、屋外スピーカーから放送されなくなった件についての苦情等のお話でございますが、本年4月以降でございますが、朝の定時放送がなくなった件につきましては3件の意見、また、トランペット、屋外スピーカーから放送されなくなった件につきましては、特に意見は寄せられておりませんでした。

以上でございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 想像していた以上に苦情が少ないということには安心いたしました。しかしながら、声に上がらずとも実際に私が市民の方と接した際には、特に年配の方から不便だと、今まで朝の

チャイムで区切りをしていたのがなくなったことによって、非常に不便を感じていると。また、屋外トランペット、これがないことによって、これも不便を感じていると。こういった声を多数耳にするんです。そこで、デジタル行政無線、防災行政無線の運用体制について市民の方の声を、この市民の声が高まってくれば、見直す予定はないのかということについてご質問いたします。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 まず、今回の防災行政無線デジタル化事業につきましては災害等、有事に必要な情報を的確に市民の皆様にお伝えするために多額の費用をかけて導入をいたしましたものでございます。そのような趣旨の中、平時の利用につきましては、本来の趣旨の支障にならない範囲で検討することとなると思われま。まずは現在、行っております運用でなれていただければというふうに考えておるところでございます。

吉村議長 梨本君。

梨本議員 今、ご答弁いただきましたように、それぞれ運用には理由があるということは重々承知しております。また、ここに至るまでに、職員の皆様が一生涯懸命、どういった体制がいいのか検討、考慮していただいた上での今の運用体制ということも理解しております。しかしながら、市民サービスを高めていく上で、私はできることを、できる方法を考えるという言葉が好きなんです。ぜひできる方法を考えていただいて、少数派の意見にも耳を傾ける。そういったことにも取り組んでいただきたいなというふうにお願ひしておきます。既定路線にこだわることなく、柔軟に内容を吟味して対応していただきたいということをお願ひして、この質問はこれで終わらせていただきます。

最後になりましたが、きょうは大きなテーマで前段2つ、ご質問をさせていただきました。答弁の中で、現在は改善に向かっているという回答を得たことに関しては、非常に評価しております。今の時代、公務員に対する世間の視線は非常に厳しいです。しかし、民間であろうと行政であろうと、全うの努力は必ず報われると私は信じています。

私の好きな山本五十六氏の名言。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば人は動かじ」。ここまでは多くの方がご存じのことと思います。この名言には続きがございます。「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず」。

人材育成は、いつの時代、どのような組織であろうとも重要課題です。ぜひ理事者の皆様葛城市役所の職員のサービス向上、成長を願って、このような姿勢で接していただくことを切にお願ひしておきます。成長した職員さんが誠実に職務を遂行されることで市民からの信頼は高まります。市民からの信頼が高まることで職員さんの努力は報われ、更なるモチベーションにつながります。そんな市民サービスが継続的に改善していくような、そんな葛城市としての組織を目指していただきたい。そのことを期待して、私の質問を終結させていただきます。

きょうは少し生意気なことをたくさん申し上げさせていただきました。そのことに対して、本当に誠実にご回答いただいたことに、心より感謝申し上げます。また、理事者の方と

一緒になって、議会も前を向いて、よくしていくことに努めさせていただきたい。その一翼を担いたいというふうに考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

吉村議長 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 48 分

再 開 午後 1 時 30 分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いをいたします。

それでは5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、こんにちは。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は4点ございます。まず第1点目が、抗体が失われた小児へのワクチンの再接種について。第2点目が、ひとり暮らしの高齢者の見守りサービスについて。第3点目が、広域避難所マンホールトイレの整備、推進について。第4点目が、「広域避難所」特に3カ所の体育館施設などへのスポットクーラー及び非常用電源装置の設置について。以上、4点につきまして質問をさせていただきます。

なお、これより質問は、質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村副議長 松林君。

松林議員 それでは、まず第1点目の抗体が失われた小児への再接種についてお伺いをさせていただきますと思いますが、まず、ある新聞に白血病と闘った子どものお母さんの手記が掲載されておりましたが、このときの模様を、そのお母さんから直接市民相談を受けました名古屋市のある公明党の市議会議員の報告をもとに紹介をさせていただきます。

それによりますと、先日、私のもとに一人の母親の悲痛な声が届けられました。2歳の娘が急性骨髄性白血病と診断され、現在抗がん剤治療を受けているとのことでした。来年平成30年1月に骨髄移植の手術を控えており、ドナーは6歳になるお姉ちゃん。家族が一丸となって娘の病気と必死になって闘っているとのことでした。

ご両親は、突然の発症、病名を知らされ、目の前が真っ暗になった。父親は海外赴任から急遽帰国、夫婦で支え合いながら看病を続けている。娘が痛がらないように、苦しまないように、そして、1日も早く病気が治りますようにと祈らない日はないと胸の内を語ってくださいました。

そんなある日、医療ソーシャルワーカーさんと相談する中で、骨髄性移植手術を受けた人は接種済みの予防接種の抗体が失われてしまうことがあるため、再接種をしなければならない可能性がある。そして、その場合の再接種費用は全額自己負担になると言われ、娘さんを感染症から守る抗体がなくなるかもしれないことに愕然とし、また、全額自己負担になると

聞き、大変に驚いたとのことでした。

この娘さんの病気と必死に闘うお母さんのお声に応えるべく、早速この名古屋市の公明党市議会議員は、市議会本会議にてワクチンの再接種費用の助成を求め、病気の子どもを持つ親の思いを代弁させていただき、市長さんからも直ちに始めたいとのご答弁をいただき、このたび、名古屋市ワクチン再接種の全額助成、平成30年4月より実施されることとなりました。

現在、急性骨髄性白血病と診断され、治療を受けていた娘さんは今年1月31日に骨髄移植を受け、4月14日に無事退院をされました。抗体はなくなりましたが、家の中で元気に遊べるまでになりました。今後ワクチンの再接種を受けますが、全額助成なので安心ですと、大変に感謝をされておられます。とのことでございます。

全国的に年間2,000人から2,500人の子どもが小児がんと診断されておりますが、当葛城市におきまして、年間何人ぐらいの子どもさんが小児がんと診断され、その治療によって予防接種の抗体を失い、再度ワクチンの再接種を必要とするお子様は何人ぐらいおられますでしょうか。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

ただいまのご質問でございます。予防接種法に基づく定期接種につきましては、市町村が実施主体とされており、件数管理をいたしておりますが、当該再接種につきましては、予防接種法に基づかない任意接種となり、自己負担で実施されるものであることから把握はいたしておりません。なお、平成25年1月30日の予防接種法施行令改正により、白血病や再生不良性貧血など、免疫機能を抑制する治療を受けている場合や、免疫機能に支障を生じる重篤な疾患による長期療養している児童などにつきましては、特別な事情のために定期接種の時期に受けられなかったと認められれば、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、厚生労働省で定める特定疾病により接種できなかったときには、予防接種の種類により異なりますが、BCGでは4歳まで、また4種混合につきましては15歳までの間に定期接種していただくよう接種年齢が延長されているということでございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 現在、葛城市におきまして、抗がん剤や骨髄移植で抗体を失った子どもへのワクチン再接種は全額自己負担の任意接種の位置づけとなりまして、したがって、その人数も把握していないということだと思いますが、平成25年1月30日の予防接種法施行令等の改正により、白血病や再生不良性貧血などの病によって、長期にわたる療養を余儀なくされるなどの特別な事情で、予防接種法に定められた期間にワクチン接種を受けられなかったお子様については、法に基づく救済制度が設けられることとなり、特別な事情が改正された後、つまり療養を終えた後、原則2年以内であれば全額公費助成の定期接種の対象者とのことでもあります。

しかし、一方で、今回紹介をさせていただきました2歳のお子様のように、感染症から体を守るためにたくさんの痛い思いをして、定期接種としてワクチン接種し、抗体を一旦獲得した後に病気になってしまい、その後の治療で抗体を失ってしまったお子様については、予

防接種法に何ら規定をされておらず、何の救済措置も設けられておりません。したがって、臓器移植や免疫機能を抑制する治療など、本当につらい治療に耐え、頑張って乗り越えてきたことによって、逆に失われてしまった抗体に対するワクチン接種については、あくまでも任意という位置づけになってしまい、その費用につきましても、現行、当葛城市におきましては、全額自己負担となってしまいます。このように病と闘うお子様とご家族にとりましては、余りにもかわいそうであり、理不尽なことであると言えるのではないのでしょうか。

ここで、改めてお伺いをさせていただきますが、小児のころに接種するように国が規定している予防接種は何種類ぐらいあるのか、また、ワクチンの種類によっては複数回接種が必要なものもあろうかと思いますが、仮に全ての抗体を失ったとして、全額自己負担で再接種を行った場合、費用はどのぐらいかかるのかをお示してください。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

まず、定期接種のA類疾病に区分されるものとしましては10種類ございます。その対象年齢はワクチンによって異なりますが、生後2カ月から二十歳未満までに及びます。また、葛城市における接種費用の1人当たりの金額は、女性だけの子宮頸がんも含めると、合計で28万2,330円という形になります。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 病気と闘うご家族の中には、後遺症や再発などの健康面の不安もさることながら、入院や治療に伴う経済的な負担が重くのしかかっているご家庭も多いと伺っております。これは先ほど紹介させていただいた方とは別な方の事例を紹介させていただきます。

愛知県に住む30代の女性は、2歳で小児がんにかかった次男3歳の付き添いのため、入院した1年2カ月の間、看護師の仕事をやめ、つきっきりで看病を続けた。会社員の夫も2歳年上の長男の世話のため、上司に申し入れ、残業をせずに帰宅。一家の収入は、この間、計約280万円減った。一方、病院での食事や交通費、セカンドオピニオンを受けるための診療費など、かさんだ費用は150万円。治療はうまくいき、息子は退院したが、抗がん剤治療の影響で、それまで受けた12種類の予防接種のうち、抗体は2種類しか残っていなかった。予防接種費用は1本当たり5,000円から1万円だが、住んでいる自治体に再接種の助成制度はない。女性は、治療後も後遺症や再発などの可能性がある、健康面でも経済面でも不安は消えないと漏らしたと、このようにあります。

このように、健康面でも経済の面でも不安は消えない。いつまでも不安で大変な思いをされておられる、病と闘うご家族も多くいらっしゃるかと改めて深く感ずるところでございます。小児がんなどの治療によって抗体を失い、ワクチン再接種を受けることになっても安心して治療に専念できるように、経済的な負担を少しでも軽減できるように全額助成にすべきであるかと思えます。

本来であれば、国の予防接種法により救済措置を講ずるべきところではありますが、このことにつきましては、厚生労働省は再接種の助成については各自治体の判断次第と、このよ

うにコメントをしており、全くもって大変に残念な見解であります。現在、抗体が失われた小児へのワクチン再接種の公費助成に乗り出す自治体も広がり始めております。さきに紹介をさせていただきました名古屋市におきましても、平成30年4月から助成制度をスタートいたしました。三重県の四日市市が平成29年4月から実施。政令指定都市の新潟市は平成29年9月から実施しております。ほかにも愛知県小牧市、西尾市で全額助成がスタート。近くは大阪市でも、近く実現の予定であります。

そこで、阿古市長にお尋ねいたします。小児がんなどの治療によって、予防接種によって一度ついた抗体が失われた小児へのワクチンの再接種の費用助成制度を創設し、病と闘うお子様とご家族に支援の手を差し伸べるべきであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員の説明といいますか、質問内容を理解した上で、いろいろ各課で検討を重ねました。まず、趣旨というのはよくわかっておりますので、全国で2,000人から2,500人ということでございますけれども、人口ベースで平均しますと、葛城市で多分0.5人とか0.6人の年間の数字になると思います。そのうち、果たしてどの程度予防接種されるのかどうかも含めまして、先行の自治体の例を参考にいたしまして、調査、研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 ただいま阿古市長のご答弁をいただきましたが、福祉医療子育ての環境整備を優先していただき、病と闘うお子様とご家族に支援の手を差し伸べていただけるものと確信するところでございます。当葛城市におきましても、どうか1日も早くワクチンの再接種の費用助成制度の創設をよろしくお願い申し上げます。

次に、第2点目のひとり暮らしの高齢者の見守りサービスについてお伺いをさせていただきます。私は、葛城市内のある70歳代の男性の方からご相談を受けました。そのお話は、ご近所のあるお宅でひとり暮らしのお年寄りがこっそりと亡くなっておられていて、発見されたのは死後、何日かたっていたということでありました。少子高齢化、核家族化が進み、自分の子どもも結婚をして他の地域で世帯を構えるケースも多くなる時代、こういった問題は、まさに時代を反映する深刻な問題であると思います。少子高齢化が進む中で、さまざまな問題に対処すべく、行政職員の皆様及び関係者の皆様には、常日ごろよりさまざまな課題に献身的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

ここでお聞きしたいのですが、さまざまな包括的支援事業があると思いますが、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を含めた見守りサービス、安否確認はどのように取り組んでおられるのか、お示してください。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいま、ひとり暮らし高齢者に対するサービスということについてお聞きされたと思います。ひとり暮らし高齢者を見守るサービスといたしましては、事業所に委託して行っている食の自立支援事業における配食サービス、社会福祉協議会に委託してボランティ

アさんがつくった弁当を民生委員さんに手渡しし、配付していただく、まごごろ弁当、また緊急通報装置の設置と、それと設置者への月1回の事業者からの安否確認電話、また、民生委員さんが行う高齢者見守り活動支援事業、ボランティアによる毎日訪問派遣事業がございます。

また、関連するものとしましては、葛城市と事業所との間で高齢者見守り活動における協定を締結しており、郵便局とは郵便局員が職務中に発見した場合の情報提供を平成26年度より協定を締結し、さらに本年度、包括的な協定を締結しております。さらに、ならコープとは平成23年度より夕食配達時の安否確認情報提供、また奈良県農協とは平成28年度より、ふれあいサポーターさんが1日15件程度訪問といった協定を結び、ご協力いただいております。また、民生委員さんによる敬老年金、これは85歳以上からですが、手渡し等のときも見守りにつながっていると考えております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 安否確認を行いながらの昼食の配食、まごごろ弁当配食や毎日訪問派遣事業など、さまざまな角度から支援を必要とされる方々に支援の手を差し伸べ、また、特に高齢者のおひとり暮らしの孤独死を防止するためにも、安否確認を図ることは大事なことであろうと思いますが、安否確認を行いながらの昼食の配食、まごごろ弁当配食、また、毎日訪問員派遣事業、それぞれ何人ぐらいの方々が利用されておられるのか。また、利用するには、どのぐらいの利用負担がかかるのか。利用負担がかからずに全て公費で賄われるのであれば、その公費負担は1件につき幾らかかるのか、お示してください。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 まず現在、どれぐらいひとり暮らし高齢者の方がいらっしゃるかということで、現在、民生委員等の調査により、把握している65歳以上のひとり暮らし高齢者の方は約950名という形でいらっしゃいます。食の自立支援事業における配食サービスにつきましては、土日を除く週5日対応で1食当たり、本人負担が330円、公費負担が370円となっております。平成29年度の実績では約100名の方が利用いただき、総額ではございますが613万530円を公費負担しているという形になっております。また、まごごろ弁当につきましては約130名で、月1回公費負担にて配食しており、合計で111万6,479円を公費負担しておる形になっております。

また、緊急通報装置につきましては、既存電話への設置につきましては227名の方が設置しており、総額で459万8,188円を公費負担しており、ただ、携帯電話回線等を使用される場合のモバイル型のみ一部自己負担として月500円をいただいております。これにつきましては10名程度いらっしゃるということでございます。それと、毎日訪問派遣事業につきましては、残念ながら平成29年度、実績はございませんが関連する事業を実施していく中で、いろいろボランティアの方等をお願いしていただけるよう推進していきたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 包括的支援事業に献身的にその運営に携わっていただいている職員の皆様、関係者のご努力に感謝申し上げます。特に、高齢者のひとり暮らしの孤独死を防止するために、各地方自治体ではさまざま取り組みがなされております。ある地方自治体では牛乳の配達サービスを行い、安否確認をしているところや、郵便配達の外務員や水道の検針員の協力体制を確立しているところ、また、安価な乳酸飲料の配達サービスを実施して安否確認をしているところもあります。当葛城市におきましても一定の年齢から、例えば後期高齢者となる75歳くらいから、おひとり暮らしの方で希望される方には、安価な乳酸飲料の配達サービスを実施して、安否確認をさせていただくという制度の確立を提案させていただきたいと思いますが、このことに対するお考えをお示してください。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問に対する答弁でございますが、食の自立支援事業における配食サービスにつきましては、1食当たり330円という自己負担を必要としておりますが、ご提案の安価な乳酸菌飲料の場合は先行している他の事例では、1本当たり35円から86円程度、週に3回から5回という形で配付されており、全額公費で実施されてるケースが多く見られます。

仮に、葛城市で実施するとして単価40円、週5回、65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して全員配付ということになれば、約900万円以上の費用が発生いたします。ただいまご提案いただいております75歳以上という形で限定されるとすれば、当然経費は、それより下がってくるという形になるかと思います。ただ、その我々の事業としましては、65歳以上のひとり暮らしの方を対象にほかの事業もしておりますので、その年齢でよいのかというような課題は出てくるかなというふうに考えております。

それとまた、全ての方が乳酸菌飲料を好まれるかというようなことも考えております。それと、さきに述べましたように葛城市では、市のいろんな事業をやっておりますが、それのみならず民生委員の活動を通じ、また郵便局を初め、民間の事業者様とも協定を結び、手厚く対応しておりますが、この事業につきまして他市町村の事例も参考に、特に公費負担ということであれば、既に実施しております事業とのバランスというのもございますので、関連事業全体の中で考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 安価な乳酸飲料の配達といえども予算のかかることでもありまじょうし、例えば、後期高齢者の75歳から始めていただき、その費用対効果も確認しながら、徐々にその利用者の枠も広げていくという意味合いで、例えば後期高齢者の75歳からというご提案をさせていただいたわけございまして、当然実施に当たりまして、当初から前期高齢者の65歳から実施をしていただければ、これほどありがたいことはないわけでありまして、もし実施をしていただければ、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

このように少子高齢化に伴うさまざまな問題がありますが、その中でも、余りにも時代を直接的に反映した孤独死、一人でひっそりと寂しく亡くなっていく寂しく悲しい孤独死、こ

の葛城市からは起こらぬように、切に願うものでございます。

次に、3点目のマンホールトイレの整備、推進についてお伺いをさせていただきます。当葛城市におきましても、市内を中央構造断層帯の活断層が走り、特に内陸型地震が発生した場合は、その被害も大きいと想定されております。仮に地震災害に見舞われ、避難所生活が余儀なくされた場合に何が問題となってくるのか。過去に発生した震災時の避難所などでは、まずトイレが使用できなくなるなどの問題が顕在化しております。

例えば、平成7年の阪神淡路大震災においては、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなり、トイレが排泄物であふれる状態となりました。平成16年新潟中越地震におきましては、車中泊をしていた被災者がトイレを控えたためにエコノミークラス症候群で死亡するといった事例もあります。

災害時に快適なトイレ環境を確保することは、今や命にかかわる重大な課題と認識されております。平成23年の東日本大震災におきましても、断水でトイレを心配し、水分を控えたことにより、避難生活の中で肉体的、精神的疲労を起こした事例があったという報告もあります。平成28年の熊本地震におきましても、断水解消までに1カ月程度を要する地域もあり、その中にはトイレに不自由をしたという報告も入っております。これらの事例は、災害時に避難所のトイレ空間の快適さが失われるということは、被災者の健康被害につながるということを過去の経験は繰り返し示しております。

まず、大きな災害が発生すると停電、断水、給排水設備、汚水処理施設の機能停止等により、水洗トイレは使用できなくなる可能性があります。そうなると、水が出なくなったトイレは、あっという間に排泄物の山となります。そのため、避難所などのトイレ環境を確保するための手段として、被災地以外から仮設トイレを運搬、設置する方法が挙げられます。

東日本大震災においても多くの仮設トイレによって、避難所などのトイレ環境を確保しておりましたが、報告によりまずと仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数が4日以上かかったと回答した地方自治体が全体の66%を占めております。最も日数を要した地方公共団体は65日と、かなりの時間を要しております。

また、仮設トイレはし尿のくみ取りが必須となり、バキュームカーが調達できない場合や、し尿処理場が被災した場合は使用が困難となることがあります。仮設トイレは汚水貯水量が300から400リットルと、被災者が多く集まる避難所はすぐに満杯になります。実際に、東日本大震災においても便槽が満杯になり、くみ取りができない仮設トイレでは使用禁止札が張られる状態となったとの報告も入っております。排泄は待たなし、我慢することのできない生理現象であります。

東日本大震災において、宮城県気仙沼市の36名の方に災害が発生してから何時間でトイレに行きたくなったかを聞いたところ、3時間以内に31%、9時間以内では78%がトイレに行きたくなったと回答しています。熊本地震においても195名の方に同じ調査を行ったところ、3時間以内に39%、9時間以内では86%がトイレに行きたくなったと回答をしております。

以上、さまざまな調査報告を挙げさせていただきましたが、災害時における避難所等において、その災害が発生したなるべく早い時期から、迅速に快適なトイレ環境を確保すること

が被災者の方々にとりまして、肉体的にも、また精神的にも、健康を維持するためには非常に重要なことであると言えます。

国土交通省、国土保全局の災害時のトイレの確保の基本的考え方では、災害時のトイレは発災後の経過時間と被災状況を考慮し、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等、複数のタイプを組み合わせて確保するとあります。携帯トイレ、簡易トイレはあらかじめ備蓄しておくことで、災害が起こってすぐに利用が可能であるため、防災基本計画では、地方自治体等は住民に対して最低3日間、推奨1週間分の携帯トイレ、簡易トイレの備蓄を行うよう普及啓発を図るものとしております。

マンホールトイレは備蓄が容易であり、日常使用してる水洗トイレに近い環境を迅速に確保できます。仮設トイレは日常的に建設現場やイベント等で利用されておりますが、備蓄が比較的難しく、調達まで時間を要する場合があります。それぞれのタイプの特性を踏まえて、時間経過と被災状況に応じて組み合わせ、避難所等において良好なトイレ環境を切れ目なく提供するよう努める必要があります。

例えば、これは初動対応として携帯トイレ、簡易トイレを用いた後、マンホールトイレを迅速に設置し、さらにその後、調達した仮設トイレを設置することにより、避難所におけるトイレの充足度を確保することが考えられます。このように災害が起こったところに避難所などにおいて良好なトイレ環境を切れ目なく提供するためには、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレなど、特性の違うこの複数のタイプのトイレの存在が大切になってきますが、特に平常時の間に災害に備えて、マンホールトイレの万全な整備推進が大切となってまいります。

災害対策基本法に基づく防災対策基本計画では、災害予防対策といたしまして、市町村は指定避難所においてマンホールトイレ等を要配慮者にも配慮した施設の整備に努めるものとされております。また、災害応急対策として避難所の生活環境を確保するために、必要に応じ、マンホールトイレ等を早期に設置するものとしております。

以上により、マンホールトイレの整備は、今や地方公共団体が地方防災計画に位置づけて取り組むべき大切な事項の1つとなっております。当葛城市内全体におきまして、災害時に使用できるマンホールトイレシステムは何カ所設置されているのか、また葛城市内の13カ所の広域避難所のうち、何カ所にマンホールトイレシステムが設置されているのか、これをお示しくください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いたします。

ただいま議員からのご質問でございます。まず、質問にお答えさせていただく前に、用語について統一をさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、平成25年6月に災害対策基本法の改正がございまして、災害時における緊急の避難場所と一定期間滞在して避難生活をする学校等の避難所を区別するため、従来一時避難所、広域避難地と申しておりましたところが、指定緊急避難場所というふうな名称に変わっております。それから広域避難場所と申しておりましたところを指定避難所という

ふうに名称が変更されておりますので、以後は変更後の名称でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の質問でございますが、葛城市内におけるマンホールトイレ、議員のご質問はマンホールトイレシステムというところでございますが、葛城市内におきましては、マンホールトイレとって、穴だけがあいているものでございますが、その設置箇所については吸収源対策公園緑地事業の整備にあわせて設置をしております、設置箇所につきましては足田、木戸、中戸、林堂、西室、この5公園で13基ございます。このマンホールトイレにつきましては、先ほど申しましたようにマンホールのみでございますので、簡易便器ですとか、周りを囲うもの等につきましては、各地域で準備いただいているところでございます。

それと、13カ所の指定避難所でございますが、現在設置している箇所はございません。

川村副議長 松林君。

松林議員 マンホールトイレ整備に関する財政支援ということで、国土交通省では平成21年度より下水道地震対策事業を創設し、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステムで、地方公共団体の下水道管理者が策定する下水道総合地震対策計画に位置づけられたものについては、補助率2分の1で防災・安全交付金事業等の基幹事業として財政支援がなされております。

さらに、具体的にどの範囲で、どの部分が補助の対象になるかと申し上げますと、マンホールを含む下部構造、そしてまた、敷地面積が0.3ヘクタール以上、1ヘクタール未満に該当する防災拠点、または避難地におけるマンホールトイレシステム整備については、1地方公共団体当たり10カ所を上限として交付対象とするとあります。

また、基幹事業と一体となって、その効果を高めるために必要な事業、すなわち、ここではマンホールトイレの上部構造の購入等は、効果促進事業を活用することも可能であると、このようにあります。先ほどマンホールトイレ設置の状況をお話ししていただきましたが、既に設置されているマンホールトイレシステムですが、それは今、紹介させていただきました国土交通省マンホールトイレ整備に関する財政支援の予算を使って設置されたものでしょうか。お示してください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 現在、公園に設置いたしておりますマンホールトイレでございますが、それぞれ設置されている公園における下水道本管への接続距離によって事業費は変動するわけでございますが、大体平均いたしますと1基当たり60万円から70万円程度の費用で設置をしておりますが、こちらは国庫補助の対象ではなく、市の一般財源で整備をいたしておるものでございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 広域避難場所、葛城市内の13カ所指定されておりますが、指定避難所という名前ですね。13カ所指定されておりますが、先ほど紹介させていただきましたが、国土交通省のマンホールトイレ整備に関する財政支援の補助であれば、葛城市内で地域防災計画に位置づけられた上限10カ所の避難所などに予算的に支援を受けられるとのことで、当葛城市におきましても、

1日も早く下水道管理者により下水道総合地震対策計画を策定、位置づけをしていただき、葛城市内の13カ所の広域避難所全てがこの財政支援の対象となり得るとは限りませんでしょうが、ぜひともこの機会にマンホールトイレシステムの整備、推進を進めていただくようお願いしたいと思います。このことに関するお考えをお聞かせください。

川村副議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いたします。

今、松林議員、説明いただいた社会資本整備総合交付金の中の防災・安全交付金事業というメニューを使って整備をできないかというご質問ですが、議員も今、説明いただいたように、この交付金を活用するためには、下水道課において、まず下水道総合地震対策計画を策定する必要があります。ご承知のように現在、策定には至っておりません。この計画はといたしますと、下水道に係る地震対策を重要な下水道施設の耐震化を図る防災と、被災を想定して、被害の最小化を図る減災を組み合わせた総合的な地震対策となっております。

マンホールトイレ設置事業につきましては減災事業に当たりまして、同時に防災事業でございます下水の主要な管路の耐震化工事を行う必要がありますが、既設管路の布設替えと同等の費用が必要となってきます。また、マンホールトイレ単独での計画は認められておりません。それと、マンホールトイレを設置するに当たりまして確保すべき水源も必要であり、テント、便座、便器等の上部構造物や備品の保管場所、放流先の管路の耐震性、設備の保守管理、あるいは財政上の問題等、解決すべき多くの問題もございます。

しかしながら、災害時に断水、停電等で避難所のトイレが不衛生で不快な場合、議員も申されたようにトイレを敬遠するために、水分や食事を控え、体調を崩すという事例もございますので、災害時には最低限のトイレ環境を確保することは重要な課題だと認識しております。今後、災害時におきましては庁内で連携し、必要な設備等を調達できる方策を検討してまいります。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 大きな災害が発生すると、停電、断水、給排水設備、汚水処理施設の機能停止等により、水洗トイレは使用できなくなる可能性があります。そうすると、トイレ環境が劣悪になる可能性も出てまいります。それは、被災された方々の深刻な健康問題にもすぐつながってまいります。もし、災害が起こったときに避難所などにおいて、良好なトイレ環境を切れ目なく提供することができるように、1日も早くマンホールトイレの整備、推進を強く要望いたします。

次に、4点目の「広域避難所」特に（3カ所）の体育館施設などへの「スポットクーラー」及び「非常用電源装置」の設置についてお伺いをさせていただきます。

昨年、12月の定例議会の一般質問にて、私は市内13カ所の広域避難所は、どのような方々が避難される避難所なのかを確認させていただいたわけであります。先ほどのマンホールトイレの質問と重複する部分もありますが、そのときのご答弁は広域避難所とは、災害によって生活をする場所がない場合や、避難が長時間に及び、宿泊する必要があるときの避難所で

あるということでありました。つまり、これは広域避難所に避難する人は、避難が長時間に及び、宿泊する必要がある、一時的にしる広域避難所を生活の場とせざるを得ない。場合によっては、避難所生活が長くなる場合も出てくる可能性もあろうかと思われま

す。過去、発生いたしました阪神淡路大震災や新潟中越地震などのときの避難所生活の問題点がさまざまと浮き彫りになっております。多くの場合、体育館が避難所として使われることが多く、さまざま問題が挙がっております。まず、先ほどのマンホールトイレの整備と推進のときにも挙げさせていただきましたが、まずトイレ環境の問題、そして、居住スペースの狭さ、プライベートの確保など、さまざまありますが、昨年12月の一般質問では、過去の震災における避難所生活で問題となった事例を幾つか紹介させていただき、その中で、暑さ寒さ対策、特に葛城市における避難所となる体育館施設の暑さ対策、熱中症対策の重要性を訴えさせていただきましたが、再度改めてお伺いをさせていただきますが、平常時は体育館として、また災害発生時には広域避難所として利用される体育館であります。ふだんこの3カ所の体育館、新庄スポーツセンター、市民体育館、當麻スポーツセンター、おのおの体育館としての稼働状況と昨今、特に気をつけねばならぬ夏場の熱中症対策について、どのような取り組みをされておられるのかをお伺いいたします。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの松林議員のご質問にお答えさせていただきます。

3体育館の利用状況及び熱中症対策についてでございますが、昨年12月に同じ内容のご質問をいただいておりますので同じ答えとなりますが、よろしくお願ひいたします。現在、3体育館とも体育協会の連盟、登録クラブ、またはスポーツ少年団の年間を通じての定期的な利用と當麻スポーツセンター、市民体育館におきましては土日を中心とする各種大会、体育協会主催のスポーツ大会、各種競技ごとの県大会、体育協会の各競技連盟主催の大会、並びに市の行事、イベント等での利用がございます。それ以外でも、一般市民の方のスポーツ、体操を初め、多種多様にわたり利用されておりました。3体育館とも休館日を除き、1年間を通じ、終日利用のない日はほとんどなく、稼働率は非常に高い状況でございます。

また、熱中症対策でございますが、日常的な体育館施設としての利用時は熱中症計を貸し出しまして、各利用者の責任の範囲で適宜休息、水分補給をしていただきながらご利用をいただいております。また、當麻スポーツセンターには業務用扇風機を数台設置しております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 昨年の12月の質問のときと状況は同じく、やっぱり稼働状況も高いということで、平常時は体育館として、また災害発生時には広域避難所として利用される体育館。今のご答弁にもありましたように、体育館施設は多くの市民の皆様にご利用され、健康づくりの場として親しまれ、市民の皆様にとっては、なくてはならない大切な存在ではなかろうかと思っております。そういった体育館施設は、多くの市民の皆様が利用される施設であるからこ

そ、また災害発生時には広域避難所として利用される体育館であるからこそ、今少しでも暑さ寒さ対策、特に暑さ対策としてスポットクーラーの設置、または停電時に冷暖房装置を稼働させるための非常用電源装置の設置もあわせて、昨年の12月の定例議会の一般質問にて要望させていただいているわけであります。

そのときのご答弁の内容は、基本的に3体育館とも空調設備はないということ。そして、非常用電源装置については、當麻スポーツセンターには設置されているが、その他、2体育館については設置はされていない。また、熱中症対策としてのスポットクーラーも、現状のところないということ。今後は、災害時につきましては防災担当部署とも協議しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。日常的な熱中症対策としては、冷暖房装置にかわる、今ありましたけれども工場扇、いわゆる大きな扇風機でございますが、それを数台、當麻スポーツセンターに配置しているところでございます。そして、スポットクーラーにつきましては、今後費用対効果を含めて配置の是非を検討課題とさせていただきたいと考えております。いろいろとこの件につきましては、このようにご答弁いただいたわけであります。

今年の夏も平年よりも熱く、猛暑であるとの予想もありますが、最後に昨年のご答弁の中にありましたスポットクーラーについては、今後費用対効果を含めて配置の是非を検討するとお答えいただいたわけでありますが、スポットクーラーの配置について、実際に費用対効果を含めて検討はしていただいたのかどうか。費用対効果を実際、どのようにして確認されたのか。また、このごろは大容量の体育館用のスポットクーラーもあるようであります。

実際に費用対効果を確認するためには試験的に、実際に体育館に数台配置してみなければわからないのではないかと思います。また、スポットクーラーを試験的に購入するのが難しいというのであれば、メーカーからリースで購入をして、その効果を確認するのも1つの費用対効果を確認する手段ではなかろうかと思いますが、このことに対するお考えをお聞かせください。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまご質問いただきましたスポットクーラーについてでございますが、一般的な1馬力程度のものから、議員おっしゃいましたように、体育館、工場用の大型タイプのものなど、各種ございます。1馬力タイプの場合ですと、1台10万円程度ですが、製造メーカーの能力試算を見ますと面積900平方メートル、高さ5メートルの建物で40台を設置しての能力試算が記載されておりました。また、大型タイプの場合、1台100平方メートル程度の能力のもので、1台1日20万円程度のリース料がかかるというものでございます。

當麻スポーツセンターの場合で見ますと、アリーナの面積は1,200平方メートル、階高は12メートル程度ございまして、全体をカバーすることはコスト的に大変厳しいものと考えております。また、通常のスポーツ使用での1回当たりの人数が10人から30人程度であることから、体育館の熱中症対策といたしましては、現在行っております業務用の扇風機と熱中症計による自己管理でお願いするのが費用対効果の面から見ても有効であると考えております。

なお、市民体育館及び新庄スポーツセンターにつきましては、業務用扇風機が未設置でござ

ざいまして、家庭用扇風機で対応していただいている状況でございますので、今後計画的に設置を検討してまいりたいと考えています。

また仮に、スポットクーラーを設置する場合は全館を冷やすのではなく、使用者で休息が必要な方の対応として1、2台程度の設置で運用するのが電気容量等も考えた場合、適当であると考えているところでございます。なお、磐城幼稚園で建替えまでの間、スポットクーラーを設置している保育室もでございますので、そのあたりの状況も参考に、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 松林君。

松林議員 平常時は体育館として、また災害発生時には広域避難所として利用される体育館、いずれにしても、ふだんは多くの市民の皆様が親しまれ、いざとなれば市民生活を守り、支える拠点ともなる大切な体育館施設、市民の皆様が安心して快適に過ごせる環境を確保できるように、更に改善していくことは行政の務めではなかろうかと感ずるものであります。スポットクーラーや、最近は排熱の発生しない、水が蒸発するときの気化熱を利用した冷風機もあるようであります。熱中症対策としてスポットクーラーは、その特性上、排熱も出るため体育館施設全体を冷やすというよりも、手軽に局所的な空間を冷やすという冷房装置であります。

したがいまして、体育館におきましては、例えば利用者の方々が運動の合間の休息時に涼むなどしていただき、熱中症の予防をしていただくなど、それぞれの冷房機器の特性に応じた使用方法も考慮いただき、今後も停電時の非常用電源装置の設置も含めまして、夏場の体育館施設の熱中症対策の検討、改善に取り組んでいただけますことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

川村副議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。公明党の内野悦子でございます。

私の質問は、1つ目は、準要保護における新入学児童・生徒学用品費の入学前支給について。2つ目は、ごみのふれあい収集について。このことは、3月議会においても質問させていただきましたが、再度させていただきます。3つ目は、子育て世代のお母様から再々ご要望がありました移動式赤ちゃんの駅の導入について。4つ目は、公用車のドライブレコーダー設置について。5つ目は、食品ロスについて。以上、5つ質問させていただきます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

川村副議長 内野君。

内野議員 それでは、よろしく願いいたします。

準要保護世帯の就学援助、入学前支給に対して、以前より私も質問させていただきました。また、3月議会においても、松林議員からも質問をいたしました。しつこいようでございます。

すが、もうこれで最後でございますので、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

要保護、準要保護援助費補助金は2017年3月31日、国の要綱が変わり、今まではこの準要保護に関しては、入学してからの支給であったものから、就学予定者の保護者を追加をされ、入学前支給が可能となりました。

本市におきましても今、検討していただいていると思いますが、今回は平成31年度入学前支給を可能にするためには、どのような予算措置をとっていただければよいかについてお尋ねをしてみたいと思います。準要保護児童・生徒は小・中学校で平成29年度において358人ありますが、そのうち1年生の人数を教えてください。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

内野議員の質問に答えさせていただきます。準要保護児童・生徒数のうち、新1年生の人数でございますが、平成29年度の人数は、小学校の準要保護児童は27名、中学校の準要保護生徒は37名でございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、ご答弁いただいた小・中学生と、1年生は約60名ということでございました。そのうち、小学校の1年生は27人ということですが、数的には多くない数字なのかなと思うんですけども、入学前の予算措置、また申請の手続、要綱の改正についてご苦労をかけると思いますが、平成31年度新入学生徒より支給を行うとすれば、これらの事務的なものを含めて、どのようなタイムスケジュールが考えられますでしょうか。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 既に実施している団体を参考に現在、考えられるスケジュールといたしましては、新1年生になる保護者に対するお知らせ、これを1月に行う就学通知に同封をいたしまして、その後、保護者からの申請受付を2月中旬まで行い、認定作業の後、3月1日を基準日といたしまして、在住している方を対象に新入学の学用品費を3月の初旬から中旬の間にお支払いするというスケジュールが考えられるところでございます。システム改修につきましては、現行のシステムのままで対応ができますので、これにかかる日数や経費は必要ないわけでございますが、支給費用が現計予算で不足する場合は12月補正により対応することとなるというスケジュールになります。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、聞かせていただいたスケジュールだと、入学前、平成31年度の入学分については平成30年度中に支給が可能だと、そのように受け取らせていただきます。本当にこの政策は、大切な子育て支援だと思います。また、入学準備には大きなお金もかかります。入学前支給は大変に重要だと考えます。市長のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 もう過去にも、複数の議員からも、いろんなご意見いただいております、その都度、検

討を重ねてまいりました。もうかなり導入することによっての、ある種不安定さというのがどの程度あのかということもわかってまいりましたので、その最終確認をした後に、今年度から実施する方向でいきたいと思っております。

川村副議長 内野君。

内野議員 市長の許可がやっとおりましたということで、この平成31年度、新入生の1年生から支給が可能ということで、ありがとうございます。

それでは続いて、ごみのふれあい収集についてですが、これも私、3月議会に一般質問をさせていただきましたが、ごみ収集事業としての取り組みでお願いしたいことから、再び質問をさせていただきます。

日常生活において介助の必要な高齢者が増加し、ごみ出しが困難になってきているのが現状でございます。市民の方からは、支援を求める要望を耳にいたします。このふれあい収集、近隣市町村では、どのようにされているのかをお尋ねいたします。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。よろしく願いいたします。ただいまのご質問でございます。

高齢、障害などの理由によりまして、一般家庭ごみを指定の場所に出すことが困難な世帯の生活の支援等の1つとして、自宅の玄関先までごみの収集に伺うサービスのことだろうと思います。これにつきましては、ふれあい収集、まごころ収集、ぬくもり収集といろんな名称でございますけれども、県内では7市が実施をしております。

対象となる世帯につきましては、各市によりまして少しずつ異なりますけれども、高齢者の場合につきましては65歳以上で、介護保険制度の要介護2以上の認定を受け、ホームヘルプサービスを受けていること。障害者の場合につきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する支援制度で、ホームヘルプサービスを受けておられることとされ、単身もしくはサービスを受けておられる方のみの世帯とされておるのが現状でございます。

また、収集時には希望によりまして、安否確認のために声かけするなど、また、ごみが出ないときに声かけ確認をし、登録された連絡先に連絡するなど、市によってはさまざまでございます。なお、分別の方法、1週間に何回かという回数についても、さまざまな内容でございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。ふれあいであるとか、まごころであるとか、ぬくもりであるなどのさまざまな名称で、本当にあったかい事業のように聞こえてまいります。その中で、中身においては、対象となる世帯の条件は少しずつ異なっていますが、安否確認なども行っておられるということですが、今後葛城市が行うとすれば、対象者や世帯の把握についてはいかがでしょうか。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 3月にご質問いただいたときに近隣の市町の状況について、いろんな形で調査を

させていただきました。この中で、福祉部局との連携をさせていただいて、まずは対象者の世帯の条件、これをどのような手順で洗い出しを行うかでございます。住民票の世帯では単身になりましても、若い方と実際には同居されてるなど、正確な世帯の把握がなかなか困難な状況でございます。対象世帯を正確につかむということが、生ごみ、不燃ごみ、缶、びん、収集の方法、回数など、葛城市が実際に実施しようとする場合の職員の数や車の台数、配車の体制、こういうものが確認できるものと考えております。近隣で行われているふれあい収集の状況を参考に、制度と体制づくりについて、引き続き研究してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、部長からご答弁いただきました近隣のふれあい収集の状況を参考に、体制づくりを前向きに検討していただけるといふふうに捉えさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

初めにも申しましたが、今後さらに高齢化が進むことが考えられる中で、ごみ問題は非常に大きな問題になってくると思います。早急に対策を講じる必要があると思いますが、福祉の全般の施策というよりも、福祉と連携したごみ収集事業として、当該部局におかれましては大変にご苦勞をおかけするところではありますが、今後の予算措置もしていただかないといけないと思います。ぜひとも葛城市にふれあい収集事業を1日も早く制度を構築していただきたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、移動式赤ちゃんの駅についてでございますが、この移動式赤ちゃんの駅とは、皆さん耳なれない言葉だと思いますが、これはテント内で自由におむつがえや授乳ができるスペースの愛称でございます。このご要望が市内の子育て中のお母様から、再々私の方にご要望がございまして、きょうは一般質問をさせていただくことになりましたが、この移動式赤ちゃんの駅、イベント会場に設置ができる必須のアイテムでございます。

この移動式赤ちゃんの駅でございますが、そのお母様から、ご実家の方に帰られたときに、五條市の広報誌でこの移動式赤ちゃんの駅を知ったそうです。早速私のところに、その広報を持ってこられて、これを導入していただきたいということを再々お伺いいたしました。葛城市でも貸出制度をつくっていただきたいと思いますが、この移動式赤ちゃんの駅を導入している自治体は五條市のほかにもありますでしょうか。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの内野議員のご質問でございますが、一応奈良県下、12市の状況をちょっと確認させていただきました。12市のうち現在、桜井市と天理市、五條市の3市で移動式赤ちゃんの駅を実施しておられるようでございます。ちなみに桜井市は平成27年11月から、天理市は平成29年4月から、また五條市の方は平成29年11月から移動が可能なテントと折りたたみ式おむつ交換台をセットにして、民間団体等が市内で開催されるイベント等に対し、主催者からの申し込みにより貸し出しを受け付けておられるというふうに聞いております。条件はい

ろいろあるようでございますが、貸出料金は無料で、準備されている数につきましては、天理市で2セット、また桜井市では1セット、五條市では2セットというふう聞いております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、部長から答弁をいただきまして、3市ということでございますが、大淀町では平成28年度のコミュニティ助成事業、共生の地域づくり助成事業を活用して設置をされたそうでございます。広く市民に貸し出し、活用数も多いと伺っております。本市においても、市内で開催されるイベントも多いかと思えます。第1健民グラウンドなど、スポーツの練習や大会なども多く行われております。乳幼児を連れた保護者が安心して参加できる環境の整備の1つとして移動式赤ちゃんの駅の設置をお考えいただきたいと思えます。

市長のご答弁をよろしく。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 まず、ご意見いただきまして、近隣の市の状況等、設置の数、もしくはその利用状況も、実は調べております。その中で、ニーズが多いのかどうかというのは、まず葛城市で確認させていただいてからの作業かなという思いでおります。ただ、もしニーズが非常に多いという判断に立ちましたら、例えば、テントという方式がいいのかどうかというのは検討する必要があるのか。例えば、寒いとき、暑いときありますんで、それであれば、例えばの話です。これから、まずニーズ調査が入りますんで、自動車、車を使いまして、スモークをかけたような、外から見えない形で自動車を使うというのも1つの方法ではないかというようなことも原課には話をしております。

でも、税金を使わしていただくことになりますんで、まず市民の皆さんが、どの程度、そのニーズがあんのかというところなんです。設置はするわ、利用はないわでは、もう到底いけませんので、その辺の確認を丁寧にするようにというのが、今の現状の答弁になります。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。市長のご答弁、また車でというようなことも今、お聞きして、ちょっと私も驚いてるような状態でございますが、それはもう車で、その赤ちゃんの授乳とか、おしめがえができるのであれば本当にありがたいことかなと、そのように思います。また、そのようなことができるのであれば、移動式赤ちゃんのバスみたいな感じになってくると思いますが、導入の方、よろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、ドライブレコーダーについてお聞きをいたします。このドライブレコーダーは事故発生時、急ブレーキなど、車に衝撃が加わると、その前後の映像や音声などを自動的に記録することができる装置です。現在、販売されているドライブレコーダーを大まかに分類すると、業務用と自家用に分けることができます。

業務用ドライブレコーダーは、タクシーやトラックなどの業務用の車両に取りつけることを目的として開発をされています。この特徴としては、事故発生前後の映像データに加え、

方向指示器、ウィンカーの作動やブレーキの作動、速度や加速度なども記録をいたします。ドライブレコーダーによっては車両の位置情報、アイドリング時間数、走行距離数、最高速度などを記録することで、事故発生状況の把握といった目的以外にもドライバーの安全運転教育や運行管理などができます。

一方、自家用ドライブレコーダーは、業務用ドライブレコーダーと比べ、必要最低限の項目、事故発生前後の映像や音声データの記録に重きを置いて開発をされたものです。業務用のドライブレコーダーよりも記録項目が少なく、設定することで価格が抑えられております。ドライブレコーダーの活用としては、記録された映像を見ることにより、運転者がヒヤリ・ハット、交通事故を起こしやすい運転行動を振り返って、客観的に確認することができます。これにより運転者は、自身の好ましくない運転特性を把握し、その反省を生かして安全運転に対する意識を向上させ、交通事故に遭うことを防止ができます。

公用車には、市長車、議長車、マイクロバスなど、専門に運転手がついて利用される車両と、各課で公務のために職員などが利用する普通自動車や軽自動車などの車両があります。また、コミュニティバスなど、市が所有の車両を委託事業者に貸し出しているものもあり、他に、ごみ収集車などの公用車車両などがありますが、本市の公用車の台数とドライブレコーダーの設置状況についてお伺いをいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの内野議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本市の公用車の保有台数でございますが、本年6月1日現在、消防団、それから福祉総合ステーション、水道課等の車両も含めまして総数145台でございます。そのうち、ドライブレコーダーを設置いたしております車両は、今現在1台もない現状でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、部長から答弁をいただきました。

公用車を145台保有していることがわかりました。うち、ドライブレコーダーの設置は、まだ1台もないというご答弁でしたので、ぜひとも設置の方向でお考えいただければと思います。特に、各課の保有する公用車は、新庄庁舎、當麻庁舎間を行ったり来たりと車の移動も多いかと思っております。また、出先機関も多々あります。幾ら気をつけていても、交通事故に巻き込まれる可能性はゼロとは言えません。事故が起きたその後の事故の処理でお互いの証言が違うなど、相手側とのトラブルが発生することも少なくないようです。本市におけるここ3年間の事故件数についてお伺いをいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。ここ3年間の公用車での交通事故件数でございます。

平成27年度は13件、平成28年度は12件、それから平成29年度は12件となっております。

川村副議長 内野君。

内野議員 部長からのご答弁をいただきまして、今、事故件数、この3年を見ましたところ、毎年12件から13件起きているということでございます。単純に考えれば、1カ月に一度の割合で

自損事故など起こしているということだと思いますが、最近のニュースでは交通事故の瞬間や事故現場の映像など、よく見られるようになりました。車載カメラ、ドライブレコーダーの録画映像によって、事故発生の詳細については映像での確認ができるようになっていきます。保険での過失割合の判断材料の1つにもなるようでございます。最近、市町村でも導入が進んでいるとも聞き及んでおります。ドライブレコーダーの近隣市町村の導入の状況をお尋ねいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 近隣市のドライブレコーダー導入状況について、お答えをさせていただきます。まず、樫原市でございますが、昨年度から3年計画で導入予定ということで、新車購入時の仕様書にドライブレコーダーをつけるということを明記しているということでございます。次に、お隣の香芝市でございますが、昨年度購入した2台のみにドライブレコーダーが設置されているということでございます。それから次に、これもお隣の大和高田市でございますが、今年度から徐々に購入していくということでございました。最後に御所市でございますが、現在、公用車3台、コミュニティバス1台にドライブレコーダーが導入されておりまして、今後の導入につきましては、現在導入しております車の成果を検証した上で、残りの公用車について導入するか考えていくというご回答をいただいております。

川村副議長 内野君。

内野議員 樫原市では3年計画で導入設置を、また香芝市では昨年2台を購入、設置をされ、大和高田市でも今年度から徐々に導入されると。御所市は4台導入をされていますということでございます。

このドライブレコーダーを車に搭載することによって、私はこの市内の動く防犯カメラという役割もあるのではないかと思います。いろんな映像に関する事なので、個人情報もございませうけれども、防犯的な観点から捜査などに利用できるのではないかと考えております。最近では、警察と市の搭載しているドライブレコーダーの映像提供に関する協定を結ぶ自治体もふえてきてると聞き及んでおります。では、葛城市のドライブレコーダー導入の今後の考えがございましたらお聞かせをください。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの今後の導入についての考え方ということでございます。ドライブレコーダーにつきましては、議員もおっしゃっておられるように、事故の際の検証資料になることや、防犯面での参考資料という役割もございませう。とても有益なものと考えております。また、さきにもありましたように、職員の安全運転意識の高揚にもつながるといふことから、今後公用車の更新の際には仕様書に明記をするとともに、計画的に全ての公用車に順次、設置してまいりたいというふうに考えております。

川村副議長 内野君。

内野議員 部長の前向きなご答弁、ありがとうございます。私ごとでございますけれども、車の保険加入時に、業者より月々数百円のリース費用で、事故の対応もスムーズにさせていただけるということで、また、緊張感が増すことから、私もこのドライブレコーダーを設置するこ

とにしました。ぜひ皆様も設置されてはいかがでしょうか。

それでは続きまして、最後の質問でございます。食品ロスについて伺いをいたします。昨日の19日、政府は閣議決定をされた循環型社会形成推進基本計画では、家庭で発生する食品ロスの量を2030年までに、2000年度の433万トンから半減させる目標を掲げました。政府が食品ロスについて数値目標を設定するのは、これが初めてであります。飲食店など、事業者の削減目標は今後設定することにしております。

さて、食品ロスとは、どのようなことかといいますと、本来食べれるにもかかわらず、破棄されている食品をいいます。食品ロスの発生原因は、製造過程での発生した不良品、飲食店の仕込み過ぎ、一般家庭の食べ残しや買い過ぎなど、さまざまな原因があるとされており、現在、食品小売業や飲食店などから排出される食品ロスは、飼料などにリサイクルされるものもありますが、家庭から排出される食品ロスの大部分は焼却処分されております。

日本では年間約632万トンにも上ります。これを日本人1人当たりで換算すると、毎日お茶わん約1杯分のご飯の量を捨てていることとなります。私たちは、多くの食べ物を輸入しながら大量に捨てているのです。平成28年4月に策定された第3次食育推進基本計画においても、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民をふやすことが目標として位置づけられ、広く国民運動としての食品ロス削減に向けて取り組んでいくこととされました。

食品ロスを減らすためには、食育の観点から食への感謝と、もったいないという気持ちを呼び起こすことが重要だと思います。食品ロスを減らすために子どもから大人まで、葛城市に食品ロスを減らす機運の醸成を図り、実践につなげていくべきだと思います。そこで、まず初めに、本市の食品ロスについてをお尋ねしてまいりたいと思います。

まず初めに、給食における残量及び対処方法についてお尋ねをいたします。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

ただいまの学校給食センターにおける食物残渣量ということでございますが、平成28年度が27.09トン、平成29年度が23.97トンとなっております。ただし、この数字につきましては、調理残渣も含まれた数字でございます。続きまして、処分につきましては委託業者に委託をしております、その委託業者では、残渣を堆肥化ということで再利用されているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、ご答弁をいただきました。食品ロスということなので、つくっている過程で出たごみを入れてしまうと、子どもたちがどれくらい残したかという、その食品ロスが計算できないということになります。ご飯に関しましても、そのままお持ち帰りいただいているということで、給食で残した残渣、食品ロスというのは今後やはりどれくらい残したのかというような数値も明確にさせていただけたらありがたいかなと、そのように思います。

そして、この食品ロスについてでございますが、学校教育において具体的に、この食品ロス、食べ残しを減らすための取り組みについて、どのようにされておられるかお尋ねをいた

します。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの内野議員のご質問の分のうち、私の方からは公立保育所の取り組みという形でご報告させていただきたいと思っております。食品ロスそのものの答えになるかどうか分かりませんが、一応公立保育所では、年間食育計画というものを作成し、菜園活動やクッキング経験など、さまざまな活動や経験を通して、食の大切さということを教えています。また、日々の生活や給食の中で、いろいろな食材に触れることにより、興味や関心を深め、感謝の気持ちを育みながら、好き嫌いをしないで給食を完食できるように保育を進めております。

以上でございます。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 私の方からは、幼稚園、小・中学校について回答させていただきます。幼稚園、小・中学校につきましては、食品ロスや食べ残しなどについての直接的に指導する教科はないものの、主に小学校の段階において、各教科などの折々に触れて指導を行っている状況でございます。

例えば、1、2年生では生活科において、サツマイモや夏野菜などの栽培を通じて食べ物の大切さなどを学んだり、4年生では社会の授業において、環境問題やごみ問題について考える中で食料を含めた資源を大切にすることを学んだり、学級指導では、給食の献立の中から使用されている地域の食材が身近で生産されていることや、生産者のことについて学び、苦勞して生産され、調理された給食を大切に食べようといった気持ちを持てるよう指導したりといったことが行われている状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 保健福祉部長、また教育委員会の方からご説明をいただきました。

直接、この指導する教科はないということですが、第4次の循環基本計画の内容の中には、学校で食品ロスについて考えるためのマニュアルを作成するとあります。本市においても、この食品ロスについてのマニュアルの作成といったものを作成をしていただければと、これは要望でございますが、お願いをいたします。

次に、市民や事業者と一体となって、食品ロスの取り組みなどあれば教えてください。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部長の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまのご質問で、産業観光部といたしまして、両道の駅におけます食品ロスの取り組みについてご報告させていただきたいと思っております。

まず初めに、道の駅ふたかみパーク当麻では、加工品は賞味期限前に割引販売を実施し、売り切っておりますのでロスは出ておりません。また、食堂での生野菜などの生ものは使い切っております。肉は冷凍肉を使い、使う分だけ解凍して使用しております。残った場合の破棄はにおいがしないよう袋に入れ、産業廃棄物業者に出しております。

続きまして、道の駅かつらぎのレストランでは、生野菜などの生ものは使い切っておりますということです。また、弁当や総菜などは曜日によって、つくる量を変えているので、売れ残りなどのロスが出ていないということでございます。また、道の駅かつらぎのテナントにおきましては、余分にならないよう使い切りで調理しており、また、カットした野菜は保存するための冷蔵庫、小さいものしか置けないので、使うときに使う分だけカットしておると。また、白ご飯につきましても、朝にまとめて炊飯するか、日中に足りなくなるので追いつき追いつきで調理してるということでございます。また、残渣につきましましては、道の駅かつらぎ全体でとりまとめて産業廃棄物業者に出しているということでございます。

以上のように、両道の駅などもロスが出ないように工夫して調理を行ってるということでございます。

以上でございます。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 私どもの管轄している施設の中で、ゆうあいステーション、いわゆる福祉総合ステーションでございますが、こちらでも食堂がございますので報告させていただきたいと思っております。まず、福祉総合ステーションの食堂の中では、デイサービスの利用者等への食事提供、また各種会合における弁当等の提供、そして、一般向けのカフェテラス形式での食堂の運営を行っているというところでございます。これらのうち、デイサービス及び各種会合向けの食事提供につきましては、あらかじめ数量等を把握しており、食品ロスはほとんど発生しておりません。また、一般向けの食堂においては、メニュー等を工夫した中で食品残渣物が生じないように努めており、食べ残しなどの残渣物については全くゼロというわけにはいきませんが、発生した残渣物は決して多くの量ではないというふうに聞いております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ただいまご答弁いただきましたそれぞれの事業者でございますが、それぞれ食品ロスを意識していただき、努力をしていただいているものと、そのように受け取らせていただきました。また、ある企業のことなんですけれども、社内の啓発として、もったいない活動の意識づけのため、食堂やサロンに啓発のためのテーブルトップに「食べものに、もったいないを、もういちど」と書かれたものを設置し、食品ロスに取り組んでおられる企業の話もお聞きをさせていただきました。今後、市内民間の食堂等への食品ロスの取り組みについても働きかけをよろしく願いをいたします。

次に、賞味期限切れ間近の災害用備蓄品の活用は、どのようにされておられますでしょうか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 災害対策用備蓄食料の食品ロス対策ということでございます。消費期限が5年のアルファ化米1万5,000食と保存水が4,000本でございます。これは、それぞれ5年サイクルで順次入れかえを行っております。従前は消費期限が近づいた食料等を毎年度対象校区をかえて実施いたしておりました地域防災訓練の参加者の方々にご賞味をいただいていた状況でござ

ざいます。現在は、その防災訓練時には自衛隊による炊き出し訓練を行っていただいておりますので、その参加者への配布に変えて、各大字に希望を募り、配布をしている状況でございます。また、少量ではございますが、本市の社会福祉協議会が窓口となって行っております生活困窮者への提供にも活用しており、廃棄している食料等は今のところございません。

川村副議長 内野君。

内野議員 備蓄品等はさまざまところへ配布をしていただいて、ロスがないことがわかりました。

話は変わりますが、各ご家庭で余った食品を持ち寄る。このことをフードドライブといたしますが、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動があります。このフードバンクというのは、食料銀行を意味いたします。社会福祉活動で安全上、問題のない、破棄される食品の寄附を受けて、無償で必要な人や団体に寄附をする活動をいいますが、本市ではこのフードドライブ、またフードバンクの取り組みなど、されておられますでしょうか。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

本市において、フードバンクを実施しているかというようなことではございますが、残念ながら現在、本市においてフードバンクを実施している団体等はございません。ただし、フードバンクと類似する事業として、フードレスキューというのがございまして、これは生活困窮者に対して、葛城市の社会福祉協議会が窓口となり、白米や缶詰など、食品を無償提供する事業でございます。

平成29年度の実績としましては10名の方に、24回食材を提供していただいておりますということではございます。この食品の確保につきましては、主に奈良県社会福祉協議会からの受け入れとなっておりますが、それだけでは十分な量を確保できないので、有志による寄贈などで賄っているのが現状とこのことです。また、社会福祉協議会で実施された単発のイベントだったんですけども、その中でボランティアの方々に協力をいただき、フードドライブを実施したということもあります。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ご答弁ありがとうございます。本市では、社会福祉協議会が窓口となって食品ロス的一端を担っていただいていることに評価をさせていただきます。今後も引き続き、この食品ロスという観点から、他とも連携をとっていただく中で、引き続きこのフードレスキューという先ほど部長おっしゃったレスキューについても引き続きよろしく願いいたします。また、フードドライブを単発的に行っていただいたということではございますが、今後続くことを期待いたします。

やはり、食品ロスが多く出るのは、各家庭でございます。市においても、きめ細やかな普及啓発が必要だと考えます。また、広報やホームページなどで掲載するなどして、市民に食品ロス削減に向け、取り組んでいただくよう周知をすることも大事であるかと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時25分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始です。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。本日、一般質問、1日目の最終5番バッターでございます。5問、質問をいたします。

1つ目は、尺土駅前整備事業の進捗状況と今後の見通しについてであります。2つ目は、道の駅の市民目線での活用についてであります。3つ目は、あらたな市政モニター制度の設置についてであります。4つ目は、市内の消火栓の点検についてであります。5つ目は、公民館分館などの耐震対策についてであります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は、質問席にて行いたいと存じます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 まず初めに、尺土駅前整備事業の現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。尺土駅南口から東の川に至る東西道路の拡幅工事、そして、歩道の設置の整備などが前年度から行われております。そして、そのために、今まで工事がとまっているように見えたわけですが、新しく工事が動き始めたということで、市民が尺土駅前整備事業全体の早期完遂を願う声かとみに高まっていると感じております。

さて、昨年度中に北側部分のみ、北側の歩道が設置されたところで工事が一旦とまっているように見えますけれども、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村議員の質問でございます。昨年度の事業におきまして、北側半分の工事で終わっておるといふことの理由でございますが、昨年の工事発注後、使用する二次製品が受注生産であったために納期に期間を要することとなりました。期間内での竣工ができないことが判明いたしましたことによりまして、竣工期日までに完了できる範囲での施工とさせていただきます。

今年度の工事につきましては、平成29年度予算を繰り越しさせていただきまして、南側の歩道、車道及び水路の整備を施工する予定となっております。工事につきましては、今月末に入札予定でございますが、9月末竣工を見込んでおるところでございます。工事延長につきましては、130メートルを予定いたしておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、ご答弁いただきましたように、ボックスカルバートなどの二次製品が受注生産です

ので、見込みどおり納品されなかったというふうなことがあって、そういうことでおくれたというふうに伺いました。

さて、歩道が完成した北側につきましては、現在街灯がない状態になっております。ちょっと暗い感じもいたします。この街灯の設置の時期について伺いたいと存じます。また、尺土駅のすぐ東側の踏切なんですけど、そこからすぐ南側に電信柱が立っています。以前から電信柱のために踏切での車の行き違いの支障になっているように思います。その撤去の時期についても伺いたいと思います。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 照明設備、街灯と電信柱の移設の件でございますが、まず、照明設備、街灯につきましては、南側の本年度、工事を発注し、その完了後に設置をする予定をいたしております。また、電信柱につきましては、電気通信事業者様の方におかれまして、架線の敷設替えを行っていただくよう協議は完了をいたしております。今年度中に敷設替えをした後、撤去するという予定の報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。私どものような素人は、なかなかこの土木工事というものを簡単にできそうに考えてしまいがちなんですけど、電信柱1本を移設するにしても、やっぱり、ほかの事業者さんとの協議とか、また目に見えない部分での工事が必要であるというふうに理解をいたしました。いずれにしても、着々と工事自身は進んでいるということを伺いましたので安心をいたしました。

さて、市民の関心は先ほど申しましたように、今回の拡幅工事の次、整備事業全体の完成に向かっていくことと思いますが、用地買収の現在の進捗状況について少し伺いたいと思います。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 尺土駅前事業の用地買収の現在の進捗状況でございますが、全体件数17軒中14軒の方と契約が完了をして、工事を進めさせていただいております。未契約の3名の方につきましては、現在交渉を行っているところございまして、引き続き、鋭意努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁頂戴しました。

用地買収につきましては、どうしても市民の方のご理解いただきながらやらなければいけないので、大変なことだろうというふうに拝察いたします。引き続き、交渉の努力をお願いしたいと存じます。

ところで、今回の東の川に至る東西道路です。この拡幅工事につきましても、先ほど伺いましたように、工事の内容、そして完成の時期がたびたび変更をされております。先ほど答弁いただいて、なるほどなと思いました。いたし方のないことと理解します。ただ情報が市

民に伝わっておらず、その都度、私も建設課の方に問い合わせさせていただいてるのが実情でございます。道路の閉鎖情報とか、そういうのは、きちっとこのホームページとか、広報等で伝えてくださっているとしますけれども、もう少し幅広い工事の進捗状況などを、リアルタイムといいますか、ホームページで情報を開示していただきますと、市民にとってありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ホームページ等の情報開示ということでございますが、前年の工事におきましては、尺土駅前の整備につきましては車の通行どめをさせていただくというところで、ホームページに通行どめ予告等、また広報でもお知らせをさせていただいたところでございます。当初、完了する予定の工事が使用する部材などの影響によりまして、完了できなかったということでございます。

この工事だけでなく、工事期間が長いものや幹線道路など、利用者が多岐にわたる場合など、さまざまな要件や状況を鑑みながら、今後情報の開示できるものはホームページ等に掲載するように検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今後この工事に限らず、工事が長くわたるものについては、できる範囲内で開示をしていただくというふうにお話しいただきました。ありがとうございます。

続きまして、道の駅の市民目線での活用についてということで少し質問をしたいと存じます。この質問につきましては、議長の許可を得ましてパネルを使わせていただきたいと思えます。私、毎回パネルをつくってきておりますので、ちょっとそれがないと、なかなか落ちつかないということもあって、つくってまいりましたので、よろしく願いいたします。

市内には、道の駅ふたかみパーク當麻と、一昨年開業しました道の駅かつらぎの2カ所の道の駅がございます。今年4月には、田原本の方にレスティ唐古・鍵という道の駅がオープンしました。去年11月に御所南パーキングエリア内にオープンした御所の郷というのは、これは道の駅ではなくて、パーキングエリア内の地域振興施設ということで、なかなか私も道の駅というと、すぐ建物が目につかなくて、なかなかわかりにくい部分があるわけですけれども、そのことはさておきまして、葛城市内にはこの道の駅というものが2つございます。當麻町時代にオープンしたふたかみパーク當麻というのは、農林省の助成金を得てオープンしたというふうに聞いております。おとしオープンした道の駅かつらぎは、国土交通省の助成金を得て建てられたというふうに聞いておりますが、まず1つ目、伺います。2つのこの道の駅、両方とも道の駅ですが、この目的の違いはあるのでしょうか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部長の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問であります道の駅ふたかみパークと道の駅かつらぎの目的の違いについてご説明をさせていただきたいと思えます。

道の駅ふたかみパーク當麻は、建設当初、地域内で収穫した農産物を加工して魅力ある地

場産品の開発を行い、高齢者や住民に安全で健康的な食品を提供し、福祉の充実と農業者の所得向上を図る目的で、農畜産物加工処理施設として出発したものであります。オープン時の平成7年4月1日には、ふるさと公園と農畜産物処理加工施設をあわせて道の駅として登録されたものであり、道の駅と農畜産物処理加工施設があわさることにより、旧當麻町で産出された有機低農薬の新鮮で安全な農産物を加工、販売することにより、地域の農業の振興、活性化を図るとともに、住民の健康増進にも寄与することを目的としておりました。

道の駅かつらぎには4つの柱を目的とされており、1つ目としまして、活躍の場、雇用の場づくりを通して、地域の活力を創出する。2つ目として、地産地消を推進し、葛城の食のレベルを高め、葛城の地域力を生かし、農商工連携による特産品の開発、振興を図る。3つ目として、広い視野でさまざまな人たちの安全・安心を支える。4つ目として、地域情報として観光、地場産品、料理等の発信機能を高め、交流人口の拡大を図るとされております。

以上のように、道の駅ふたかみパークは、農畜産物加工処理施設を基本に目的としたものであり、道の駅かつらぎは、農業、商業、工業が相互に連携し、地域に活力を与え、雇用を促進することを大きな目的としていることに違いがあるものでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁頂戴しました。道の駅ふたかみパーク當麻は、いわゆる農畜産物加工処理施設というのが、これがもともとあって、これに道の駅がくっついたというふうなイメージだと伺いました。道の駅かつらぎについては、もっと幅広いよと。農業、商業、工業が相互に連携をするんだと。先ほどおっしゃったように、4つの柱があるということで、今後これがやはり機能していくかということが大きな問題というか、市としては目標になってくるんじゃないかなというふうに思います。

さて、先ほど伺いました道の駅ふたかみパーク當麻につきましてですが、まず設置目的についてなんですが、当初はそういうふうに設置されてますが、今、増築もされて雰囲気も、またちょっと変わってきたようにも見受けられますが、設置目的は変わっているのでしょうか。それから現在、現時点での葛城市における役割についてということについてお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 道の駅ふたかみパーク當麻の農畜産物処理加工施設運営者は、オープン当時は農事組合法人當麻の家でしたが、平成21年度におきまして株式会社農業法人當麻の家に組織変更されたものであります。農事組合法人より株式になったことにより、経営として自由な事業展開と幅広い対応が可能になり、このことにより農業を基本として、その時代のニーズに応じた新たな経営を進めていくことができるようになりましたが、目的は当初と変わっておりません。道の駅ふたかみパーク當麻は、本市の六次産業や都市住民との農を通じた交流促進の中心的な役割を果たしていただいているものであります。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。今、お話伺いまして、やはり道の駅ふたかみパークは、農業です、これに軸足があると。このことについては、変わってませんよというふうなこと、ご答弁頂戴いたしました。

さて、ここからちょっとなかなか市民から見てわかりにくいんですが、道の駅ふたかみパークに加えて、わざわざ道の駅かつらぎが新しく誕生したわけですが、その意義についてお教えいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ふたかみパーク当麻としましては、売り上げが減少しているのが現状でございます。しかし、日々多大なる経営努力、営業努力が行われ、売り上げ向上に向け、奮闘していただいております。また、ふたかみパーク当麻には、平成29年度末におきましてできた新しい店舗において、新しい販売方法の取り組みとして、じかにお客様と対面販売できるシステムを構築されるなど、売り上げ向上に向け、大いなる意欲があらわれております。新しい道の駅である道の駅かつらぎとしましては、新しい雇用先が市内にできたことにより、大きな雇用の場として雇用促進が図られていることもあります。また、葛城市が奈良県の中南和の西の玄関口に当たることから、今まで以上に観光促進が図られており、家族、世代、市民相互、市内外、県外など、多様なもの、人、組織の交流は図られているものであります。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、ご答弁いただきましたように、ふたかみパーク当麻には前年度末、新しい店舗、真新しい店舗ができてまして、ちょっとこう何か私も週末に行ってきたんですけども、雰囲気も変わった感じになっているかと思えます。ふたかみパーク当麻も、道の駅かつらぎも、なかなか最初はちょっとこうオープン当初は人も少なかったかなというふうなイメージもあったんですが、先週末行ったところによりますと、結構繁盛してるというか、にぎわっております、今おっしゃったような物、人、組織の交流というんですか、そういうものが図られてるといいますか、そういうものがだんだんと根づいてきつつあるのかなというふうなことを感じました。

さて、今し方、道の駅かつらぎを設置した意義について伺いましたけれども、道の駅かつらぎ開設においては、何かすごい多額の税金が投入をされたというふうなイメージがあります。イメージだけではいけませんので、まず基礎データを伺いたしたいと思います。まず、パネル、つくってまいりました。これでございますが、道の駅かつらぎは、どうしてもこの地域振興棟という建物がありまして、この建物が道の駅というふうなイメージがありますが、実は道の駅というのは、この道路情報棟を中心とする駐車場の部分、それから地域振興棟の部分、そして、多目的広場というのがその奥の方にありまして、これが全部そろって道の駅だというふうなことでございます。まず、これを押さえておいた上で、道の駅かつらぎのまず全体面積、それから、この地域振興棟部分の延べ床面積、それから道路情報棟の延べ床面積を伺いたしたいと思います。それから続きまして、この道の駅の事業費総額です。これだけやるのに幾らかかったのかということと、地域振興棟、道路情報棟、それぞれの建築費。それか

ら、あと最後に、総事業費のうち、国の交付金の額を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 道の駅かつらぎの、まず全体的面積でございますが3.3ヘクタールでございます。地域振興棟の延べ床面積は2,873平方メートル、道路情報棟の延べ床面積は193平方メートルであります。建設に要する総事業費でございますが、総事業費は29億3,500万円でございます。地域振興棟の建築費用につきましては8億523万3,000円でございます。道路情報棟の建築費につきましては9,569万3,000円となっております。国の交付金につきましては、平成29年度末で、総額で11億2,200万円の交付を受けたところでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、ご答弁を頂戴しました。道の駅全体の総額が29億3,500万円であるというふうに伺いました。また、国の交付金が現時点ですが、今後変わってくる可能性もあるのかもわからないですが11億2,200万円です。したがって、いわゆる市の単独費、葛城市の単独費、一般財源としては18億円以上という形になります。私たち葛城市民の負担が18億円以上であるということは、これだけの負担があるということは、私たち市民は知っておく必要があるかなというふうに思います。また、あわせて国の交付金であります。交付金といえども原資は税金であるということも含めて申し添えておきたいと思っております。

さて、続きまして、道の駅かつらぎにおける指定管理委託業務について伺いたいと思います。市は今、株式会社道の駅かつらぎと5年間の契約を結んでいると思いますが、その内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは、道の駅かつらぎにおきます指定管理業務委託についてご説明をさせていただきますと思います。平成28年4月1日付で、葛城市は道の駅かつらぎの指定管理者として株式会社道の駅かつらぎを指定し、基本協定書を締結し、平成30年1月18日付で変更協定を締結しております。

主な内容としまして、本協定の目的としまして、道の駅かつらぎを葛城山麓周辺地区都市再生整備計画に基づき、地域の生活活動の活性化を図るため、産業基盤の形成と地域連携強化の拠点となるべく、適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的としております。指定期間は、平成28年4月1日より5年間とし、市議会の議決を得た場合につきましては、更に5年間延長されるものとされております。

主な内容としまして、成果配分につきましては、当初は葛城市に対し、成果配分を払うようになっていましたが、国土交通省より交付金により整備した施設より生み出された収益に対し、成果配分なり何らかの収益を行政が受けることは、行政が利益を得ることと判断され、補助金の全額返還を求められたものであります。

このことを踏まえ、全額返還を回避するため、成果配分の条項を削除し、同時に葛城市が1件20万円以上を超える修繕は、市の予算額の範囲内において行うとされていた部分につき

ましては、指定管理者側で全額負担していただくことになっております。また、指定管理料はゼロ円となっております。以上が主な内容でございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁頂戴いたしました。私、最初は指定管理者から、いわゆる収益が出れば、何年か後には成果配分があるというふうに理解しておったんですが、ちょっと今の話も伺いまして、ちょっとこの補助金の絡みで、この成果配分あるいは家賃とかもらってしまうと、それは補助金の全額返還を求められるというふうなことだということで、それはないというふうなことです。そのかわり、修繕費については事業者の方で負担をされるというふうなことです。承知いたしました。

さて、道の駅かつらぎの平成29年度決算における売り上げと、あと物販がメインだと思うんですが粗利益、いわゆる売上総利益について伺いたいと思います。また、企業会計の一般的な指標ですので営業利益と、それから経常利益、それから税引き前の当期純利益、それから税引き後の当期純利益についてもお聞かせいただけますでしょうか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 平成29年度決算におけます売り上げは8億9,500万円でございます。粗利益としましては約2億3,700万円であります。営業利益は約3,600万円であります。経常利益につきましては約3,700万円であります。税引き前の当期純利益は約3,700万円であります。税引き後の当期純利益は約3,500万円あります。法人税、住民税等の事業税は約152万円でございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁頂戴しました。この民間事業者は利益が出ないと継続はしていけないわけですので、きちんと利益が出てるというふうなことで安心いたしました。また、法人税、住民税及び事業税、これ合わせて152万円ですので、そのうち、いわゆる法人市民税、こちらの方がその中から幾つかが葛城市にも税金という形で入ってくるというふうなことだと思います。

続きまして、先ほど伺いました粗利益の中から販売費及び一般管理費とか、あるいはこの雇用者、雇っている方への給与などの支払いが行われていることと思います。やはり地元の道の駅ですので、地元雇用をしてもらいたいというふうに思うわけですが、そういった地元雇用の取り決めはあるのでしょうか。

それからあと、雇用されている市民、その人数とその雇用額についてお教えいただけたらと思います。それからあと、農産物直売所が道の駅かつらぎの中にございますけれども、その直売所における市内の出荷者への還元についても、同時に金額、人数、お教えいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 雇用につきましては、葛城市民のみを雇用するといった取り決めはございませんが、雇用の際、できるだけ葛城市民を雇用していただけるよう、会社の方には考えていただ

いております。現在、雇用総数は70名で、市民40名であります。市民として還元している賃金につきましては約6,100万円でございます。また、市内農産物の出荷者は250名おられ、金額的には約1億1,000万円が市内の農家の方々に還元されております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ありがとうございます。この農産物直売所に出荷されている出荷者、農産物のその手数料について市内の方というのは優遇措置というのはあるものでしょうか。また、地元産確保について、基準か何か設けて努力をされているということはありますでしょうか。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 市内、市外の手数料の区別はつけておりませんが、全て15%であります。市内産をできるだけ出荷していただけるよう、農産物の旬時におきまして、市内産でいっぱいなら市外産は断っている状態で、当初から市外の方には、その約束で出荷していただいているのであります。また現在、地産率は47%であります。より地産率アップのための方策として、地元産の出荷に対しての集荷システムを試行的に現在、行っていただいております。そして、市内産では収穫のない柿などの果実や、端境期などの野菜は奈良県の農業者のネットワークを使い、奈良県産として出荷していただけるようにシステムを構築させていただいております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁を聞いておきまして、地産率は47%ということで、更にアップについて頑張ろうというふうに思っておられる。すばらしいことだと思います。また、農家の方、どうしても年配の方は、この野菜を持ってくるということは、道の駅まで運んでくるというのが大変だという人も、やっぱり高齢化の中で出てくることだと思いますけれども、集荷システムの導入ということも試験的に行っておられるということで、努力をしておられるなというふうに思います。

さて、今、農業者に話、それから、あと雇用者、雇用してその方々の賃金として還元をしているというふうな話を伺いましたけれども、そのほかの一般の市民、こういった方々の利益といたしますか、還元についてはいかがなものでしょうか。よろしく申し上げます。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 金銭的な算出はできませんが、地元産の農産物を安全・安心して購入でき、その食材を活用してご家族等に食育をしていただけることが一番の利益だと考えております。また、地元産の食材を活用したレストランにおいても、地元産のおいしさを味わって、食材の活用の仕方を知ってもらうことも還元だと考えております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。なかなか農業者、雇用者の方は、金銭的な還元ということはありますけれども、一般市民の方には、先ほどの補助金のこともありまして、具体的に金額的

なものではなくて、それ以外で食の安全とか、安全な食育とか、そういうふうなことが利益だといったことだと伺いました。

といいましても、やっぱり一般の人にとって、なかなかこの道の駅というものを、足を運んでもらって、この葛城市の施設として愛してもらおうというのには、現状としてはまだまだかなと。やっぱり観光客の人は南阪奈道路とか通って来られた方が利用されて、にぎわっている。これはこれですばらしいことだと思いますけれども、それ以外の活性化策として、例えば、道の駅建設前からドッグランをつくってほしいとか、RVパーク、キャンピングカーに電気とか水道を供給するというようなものはどうかというふうな声がありました。

それで、ちょっと伺いますけれども、市として税金を投入してということは、これはもう無理だということはわかっておりますが、管理委託業者によるドッグランの設置、それから多目的広場や駐車場を活用したRVパークを、駐車場をちょっと改造するなどして料金を取ることができるのでしょうか。また、将来に向けて活性化策とかはお考えでしょうか、ということについて伺いたいと思います。

吉村議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 道の駅は、道の駅の定義に沿った事業しかできず、1つ目が休憩機能施設、2つ目が道路情報、観光情報などの提供施設、3つ目が地域連携施設としての文化教養や観光レクリエーションなどの地域振興施設であります。以上のことを基本に、道の駅かつらぎの今後の活性化を考える必要があります。

ご提案のドッグランやRVパークにつきましても、永久的な施設はつくらない、収益は取れないを原則に、この3月末に完成した多目的広場での活用を考える必要がございますので、安全性や利便性などを考えれば難しいものと考えられます。しかし、ドッグランとは言わず、犬などのペットなどを自由に遊べる広場とするならば可能だし、多種なる嗜好のイベントを行える広場として活用するのも方法だと思います。

今後は、この広場も、先ほど示していただきましたように、全体3.3ヘクタール程度が全て指定管理者のエリアとなりますので、運営会社としても協議しながら利用される方の安全性や嗜好性、利便性を鑑み、活用方法を模索していく所存でございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。この常設というのは、なかなか難しいにしても、犬が、ペットが自由に遊べる広場というのは、するならば可能だというふうなことにして、なかなか夢があるなというふうに思います。そういうのも、ぜひともちょっと検討いただけたらなというふうに思います。

さて、この道の駅かつらぎにつきましては、残念ながら建設までの経緯でネガティブなイメージもございます。建設反対の声も建設前から多くありました。平成26年12月には、市民の方が6,752筆もの署名を添えて、新道の駅建設事業計画の凍結を求める要望書を行政と議会とに提出されております。まさに有権者の5分の1に当たる方が出されてる。これは大変重いことだと思います。そして、現時点ではありますけれども総額29億3,500万円、市の単

独費だけで18億円を超えるお金が投入されています。市民の負担になっております。といましても、先週、先ほど申しましたように、今、道の駅かつらぎ、ふたかみパークともににぎわっているということもあります。

市長に、ちょっとお伺いしたいんですが、市民40名の雇用が創出されまして、平成29年度には先ほど伺いましたように6,100万円の賃金として還元をされております。また、市内250名ほどの農産物の出荷者にも約1億1,000万円が還元されました。道の駅ふたかみパーク當麻との連携にも熱心に取り組んでおられるというふうに向っております。その実績については、これはもう関係各位のご努力ということであり、敬意を示したいですし、評価もしなければいけない。また、税金の法人市民税も支払いもあります。

しかし、残念ながらこういう取り組みがあつていいんですけれども、道の駅かつらぎの恩恵を受けている市民の広がりと考えると、それ以外、どうか。それから、あと市の経済に及ぼす影響というふうなことを考えても、まだまだ市民に愛される施設たり得てるのかな。その当初、4本柱、先ほどおっしゃいましたけども存在意義としては不十分かな。道半ばではないかなというふうに思います。反対署名をされた市民の方々も、現状で納得をされてるのかなというふうに思うんですけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

葛城市においては、2つの道の駅が現存するという状況におきまして、それはもう肯定的に考えないといけないと思っております。当初、當麻の家の方の道の駅なんですけど、売り上げが伸び悩んでおります。約2,000万円ほど、実は影響を受けてるんです。ただ、その中で、當麻の家の皆さんは、それを前向きに捉えて頑張ろうという形で経費を抑えて、一応決算を出されております。

ただ、これからは共存していくためには、ある種のとこ入れが必要であろうというもとに、売り場面積の拡張、並びに駐車場の整備を新たに入れていただいているという現実がございます。その中で、やはり、もう建設するときの事業費の膨れ方ですとか、いろんな建設時の問題はあったものの、もうでき上がったものですから、最大限葛城市にとって有意義に利用できる、もしくは、両方とも繁栄するような考え方に立たなければなりません。

その中で、事務手続上いろんな問題がございまして、交付金等の返還ございました。ですから、その分、非常に市民の負担も、更にふえたわけなんですけども、それをどう捉えるかということなんです。もう今さら、どうしようもできませんから、ですから、やはり両道の駅が繁栄するような施策をとっていく必要があると考えております。

農家の方も250人で1億1,000万円と言いましたけど、これは売り上げベースでございますので、そっから15%手数料、ほんまは引かんあきませんねけども、市民の皆さんにとってどうなのかということは、これは非常に事業としては難しいのかな。やはり、施設の性格上、特に道の駅のかつらぎは、観光客を主体に考えるような事業であると考えますと、いかに葛城市に市外から人を集めることができるのかということが大切になってくるのかなと思っております。そのための施策を組み合わせ、今現在考えているところでございます。

いろいろな席で申し上げておりますホテルの誘致の話ですとか、それも1つの観光施策の1つでございます。葛城市がにぎわうことによって両施設が繁栄していく、売り上げもふえ、利益も出していける方策を模索していかないといけないということでございます。

残念ながら、指定管理の業務委託の契約におきましては、国の方針と、市が準備した業務委託契約の内容が交付金の要綱にそぐわないという中で契約を行われたみたいでございますので、その部分につきましては、全修繕費、リニューアル費用も含めた中で、道の駅かつらぎの方の利益で賄っていただく方針に変更せざるを得なかったというのが実情でございます。全額返還を求められたのは、実はその部分でございます、非常に本来の契約内容で精査すべきものが抜けていたということでございました。

残念ではございますが、新たな市民の負担がふえたということについては、謝りを申し上げないといけないのかなという思いでございます。今後におきましては、更なるその経営内容を確認しながら、いかに葛城市に還元できるのかということを考えていきたいという思いでございます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今、おっしゃったみたいに、やはりもう建物はでき上がってるわけですから、これをいかに市民に役に立つようにしていくかということと、それから今、おっしゃったみたいに観光客主体の施設でありますけれども、道の駅がにぎわうだけでなく、葛城市全体をにぎわわせていく。それによって商工農、こういったものが連携していくと、そういうふうになっていけばいいかなというふうに思います。ぜひとも、今後とも、市民の声に、またアイデアも出てくると思いますので耳を傾けていただきまして、行政、運営会社ともに知恵を出し合ってください、市民に愛される施設にさせていただけるように、また、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、あらたな市政モニター制度の設置について伺います。時間がちょっとだんだん押してまいりましたが、自治体は市長とか、それから私ども議員は、公選により民主主義を担保しております。私は、実は、それだけでは市民の声を反映させるには十分ではないというふうに考えております。市民が選挙のときとか、そういうときだけでなく、常に市政の情報を得られる、そして、意見を表明できる場があるのが望ましいと考えます。

例えば、私ども議会は、市民の代表として行政を監視する役割もあるわけですが、誰でも議員になれるわけではありません。例えば、会社勤めをされてる方というのは、あわせて議員をするというのは極めて難しい状態です。私のように、自営やってる人間はやりやすいというのがあります。また当議会は、議長は女性、副議長ともに女性です。このことは非常に誇らしいことですが、実は葛城市議会議員の女性議員の割合は、わずか2割にしかすぎません。全体、葛城市の男女比からすれば少ないと言わざるを得ないと思います。20代、30代の議員もおられません。そして、選挙となりますと、どうしても親戚とか同級生がいる地元出身者が有利になります。やはり、ほかの地域から引っ越して来られた方がやると、どうしても不利になってしまうという部分もあります。

また、葛城市内には、いわゆる外国籍の市民の方も多くいらっしゃると思いますが、日本の現在では、地方参政権を外国籍の市民は持ってらっしゃらないので、なかなか投票という形で意思をあらわすことはできないわけです。また、中学生、高校生なんかも、いい考えを持って人たちの声を聞くということは意味があると思います。

私ごとでございますけれども、私、葛城市誕生時に市政モニターをさせてもらったことがあります、非常によかったんです。おかげで、この葛城市政に対して興味を持つことができました。ちょっと伺いますが、葛城市誕生時に、市政モニター制度がございましたけれども、当時の資料は残っておりますでしょうか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの吉村始議員の質問にお答えさせていただきます。

市政モニター制度についての資料でございますが、こちらの簿冊の保存期間が満了しているため、残っておりません。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。市政モニター制度、資料は残っていないということで、市政モニター制度について、わかる範囲でちょっと概要をご説明いただけたら助かります。また、特に私は公募ということで応募して参加したんですが、動員もあったかのように思いますので、そのことと、あと開催頻度や施設見学など、具体的な内容について、わかる範囲でお願いいたします。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 市政モニター制度につきましては、平成17年度から平成20年度の4年間運用されたと承知しております。一方、市民の参加人数でございますが、広報誌による公募により選ばれた20名と人口割合を考慮しまして、大字に依頼して参加していただいた10名、計30名が市政モニターを行う方として登録されていたと認識しております。会議の開催頻度や具体的内容につきましては、資料がございませんので把握しておりません。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 なるほど、やっぱりその公募というか、動員ではなくて、その人口割合を考慮して参加する人を決めておられたということですね。承知いたしました。

さて、現在の市政モニター制度がなくなっておりますけれども、その廃止に至った経緯についてお教えいただけますでしょうか。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまのご質問でございますが、市長が交代いたしまして、新たな制度として市民判定会とかタウンミーティングなど、市民参加型の新たな制度が設けられたことにより、従前の市政モニター制度が廃止されたものと認識しております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。私が参加した市政モニター制度というのは、吉川市長の吉川市政のときの制度です。それから、その後、山下市長にかわられてから市民判定会やタウンミーティングが実施されたというようなことだと思います。

さて、このような、いわゆる市民が参加するという形の制度、私もそれに参加しておったんですが、これの効果とデメリットについてもお教えいただけたらと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 一般論として申し上げます。

想定される効果といたしましては、市民自身が市の事業について、その効果や必要性について判定してもらうことで事業の改善や方向性の決定に市民感覚を取り入れることができるということが挙げられると思います。一方、デメリットにつきましては、限られた時間の中で判定してしまう必要がございますので、どうしても取り扱う事業が限定されるといったことや、また、この行事を実施するために、職員に多大な労力を要するため、他の業務の遂行に支障が生じる場合があるといったことが挙げられます。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。実は私、この質問を考えたときに、まず市民参加型であるということが大事だということで、市政モニターの設置をというふうにご考えておりましたけれども、今、ご答弁いただきましたように、葛城市誕生時になかった課題が葛城市には今、山積しております。合併したばかりの当時とは違った意味で、やっぱり市民の声を聞く場を設ける必要があるかなというふうにも思います。それから今、おっしゃったみたいに、やはりイベントとか行事を実施するためには、市職員の皆様には大変、日常業務で多忙だというふうに思いますので、それに加えて、更に労力を課すという問題も考えられます。

このようなさまざまな課題の解決に日々取り組んでおられる中で、現在の行政としての見解をお教えいただけたらと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 葛城市が誕生したころに比べて、市政に求められる課題は格段に多くなってございまして、市といたしましても、これに機動的に答える必要がございます。かつて行われておりました市民参加型の行事を行うにも、取り扱うべき課題が多くなってございまして、その取扱い、非常に難しくなってきてございます。また、行事を行うために、日々多忙を極める職員にも多大な負担をかけることとなります。

一方、市民の声に機動的に答えていくためのメディアといたしましては、電子メールによるご意見、意見箱への投書、あるいはもう直接会って面会による対応などなど、さまざまな選択肢が用意されてございます。そして、市民からの要望、意見につきましては、担当課はそれに対する回答方針につきまして、必要に応じて市長にも諮りながら決めてございまして、これがむしろ時代に適応した対応が図られているのではないかと考えております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 ご答弁ありがとうございます。今、おっしゃったみたいに、こう時代がちょっと変わってきているというふうなことで、それから今、ちょっと話伺った中で重要だなと思いましたが、やはり回答方針をきちんと持っておられるということと、それから市長に諮りながらきちっと対応をされているということだと思います。このやっぱり葛城市誕生時に比べまして、昔はなかったんですけどSNSとか、もう今、日常的に使われていたりしてネット環境も変わってきております。そういう話を聞きますと、やはり多大な労力を要する市民参加型の行事でなくても、もう形よりも実をとることが大事だと思いますので、市民が情報を受け取ったり、意見を表明できる場が、そういう方法がふえているというふうなことを理解いたしました。

さて、ここでちょっと市長にこのご見解を伺いたいと思いますけれども、市民からいろんな意見が来ると思います。単なる苦情とか個人的なこととか、あるいはヘイト投稿とか、こんなものは論外だと思います。けども、それ以外に、市民から頻繁に寄せられる質問や要望、それから、あるいは質問としては少ないかもしれないけれども、内容が市政全体にかかわって、市民で共有するのが有意義だというふうなものについては、ぜひともホームページ等に、そういうページ場所を設けていただいて、公開していただいてはどうかというふうに思います。

また、これはちょっとすぐには難しいのかもしれないんですけども、例えばクリーンセンターや給食センターなどの公共施設であっても、一般の市民の方が行けないようなところがあると思いますが、市民向けの見学会といたしますか、そういったものも将来、ご検討いただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 議員の質問にお答えさせていただきます。

その時代時代において、いろんな名称で市民参加型を模索しているというのが実情です。市政モニター制度もそうですし、民主党政権下で起こった判定会もそうですし、その時代に合ったやり方が何なのか。根底となるものは基本的には変わらないと思います。ですから、ある施策については一定の期間、パブリックコメントを求める。制度としてはできるんですけども、なかなか一方通行になることが多いのが問題ではないかというのが私の感じ方です。ご意見いただきましたことにつきましては、丁寧な回答をすることが必要であるであろうという思いでいます。

今、現実に市民の方々からいろんなご意見をいただく場としては、1つは、大字区の方でまとめていただいたご提案、ご提言、事業も含めまして要望をとという形でいただいております。そのことにつきましても、その要望についての返答を確かにするやり方。いや、聞くだけやないです。それは実際には、どういう具合の形にやっていきたいと思っておりますというような返答の仕方をしていって、それを変えていってというのが1つです。

それと今、原課の方には言ってるんですけども、直接お聞きする場として、確かに電子機器等の通信でお聞きできる部門もあるんですけども、まだその作業にまだなれておられない

年代の方もおられますので、やはり1つ、何といいますか、ある一定のエリアごとの市民の皆さん方のご意見を聞く機会をつくるようにという指示をしております。それは、それが大字単位がいいのか、それよりかもう少し幅を広げた単位がいいのかというのは、今、多分検討してる最中やと思うんですけども、それをできましたら今年度か来年度にはスタートしたいなという思いでおります。

それと、あと議員のご指摘の市が所有している施設の見学会につきましては、進めてまいりたいと思います。クリーンセンターにつきましては、各自治区もしくは団体ごとの申し込みによりまして、もう見学会をさせていただいてるという状況なんですけども、給食センターにつきましては確認いたしましたところ、今のところ、市民の皆様にもそういう見学会をしているということはありません。例えば教育委員会ですとか、そういう専門の、多分議員の皆様方もごらんいただけたと思うんですけども、そういう方々の見学はお受けしてるんですけども、何分安全を確保しないとイケない施設でございますので、調理室に入ることは多分難しいかなと思うんですけども、映像なり、もしくはガラス越しに見えるその作業の場所を確認していただくような施設見学はできないのかということをお教示の方には申し入れておりますので、前向きに検討していただけると認識しております。

以上でございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 見学会につきましても前向きに検討していただけるということでありがとうございます。やっぱり実際に見れば、親しみも湧いてくるかなというふうな気がいたします。

さて、あと5分を切りまして、じゃ、市内の消火栓の点検についてちょっと伺いたいと思います。ちょっともうどんどん単刀直入に伺っていきたくと思いますが、大字によっては自警団が毎月毎月消防用工具箱の点検を行ってたりとかということがありますけれども、水道水が濁るなどの理由で開栓まではしておりません。開栓をしないと、その実際に水が出るかどうかかわからないじゃないかという市民の声もございまして、市としては市内44カ大字の状況を把握されているのかお教えいただけたらと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

各区ないしは自警団で点検をされている状況を把握しているのかということでございますが、一部の地区、自警団等で点検をさせていただいてるということは把握いたしておるところでございますが、全ての地区での状況を把握していないのが現状でございます。なお、水道水が濁る件でございますが、ゆっくり開栓をしていただければ問題ないかと思っております。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 市内の消火施設の数をお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

平成30年3月末現在、消火栓でございますが、地下式で796基、地上式で397基、計1,193基でございます。また、防火水槽でございますが、40トン未満級で8カ所、それから40トン級

以上が141カ所、合計149カ所でございます。あと防火池が1カ所となっております。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 消防署では、どれぐらいの頻度でこの消火施設を点検されているのでしょうか。また、点検項目についてもお聞かせいただけたらと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 消火栓の点検基準でございますが、法定はされておらず、葛城消防署では、有事に使用できるかの点検を1つの消火栓当たり年4回実施されておまして、点検項目といたしましては、地上式消火栓の場合は目視により、傾斜や変形等、損傷がないかの確認と、それから、ゆっくり開栓して少量の水を出して稼働がスムーズにできるかの確認となっております。また、地下式消火栓の場合は開栓いたしますと、水が地下ボックス内にたまる場合がありますので、できるだけ開栓するにしても、ごく少量の水を出して、そのスピンドル部分の稼働確認、またはスタンドパイプの着脱確認について点検をされている状況でございます。その際、異常、不具合があれば、こちらの方に連絡をいただき、修繕等の対応をいたしておるところでございます。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 今伺った現状の点検方法や頻度で十分なのか、市の見解を伺いたしたいと思います。

吉村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 葛城消防署による定期的な点検等を実施いたしておりますので、特段支障がないと考えております。ただ、しかし、火災の発災時、初期消火を行っていただくこともございますので、各大字、または自警団で自主的に点検訓練を実施していただいているものと考えてございます。そうしたことから、消火訓練を実施される場合、空ホースで行っていただき、放水を希望される場合は、ため池、河川等の水を利用して行っていただきたいと思います。

吉村議長 吉村君。

吉村始議員 現状で大丈夫ということで安心いたしました。丁寧なご答弁ありがとうございました。

また、5番目については、公民館分館などの耐震対策については、また、次回にお伺いしたいと思います。

私の一般質問は、以上で終わりたいと思います。丁寧なご答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

吉村議長 吉村始君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす21日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時26分